

藍鼎元『女學』の研究〔4〕

下見 隆雄

婦德篇上 (本稿では、婦德篇上第十三章から第二十章までを載せる。)

【第十三章】

【原文】管子曰、孝者、子婦之高行也、孝而不解則美名附、〔行去聲、解音懈、〕 右第十三章、

管子に曰わく、孝なる者は、子婦こよめの高行なり。孝にして而して解おとたらざれば、則ち美名附すと(1)。「行は、去聲。解は、音懈。」 右、第十三章。

○資料研究

(1)『管子』形勢解篇第六十四「惠なる者は、主の高行なり。慈なる者は、父母の高行なり。忠なる者は、臣の高行なり。孝なる者は、子婦の高行なり。主、惠にして而して解らざれば、則ち民、奉養す。父母、慈にして而して解らざれば、則ち子婦、順う。臣下、忠にして而して解らざれば、則ち爵禄、至る。子婦、孝にして而して解らざれば、則ち美名附く。故に、節高くして而して解らざれば、則ち欲する所得られ、解れば則ち得られず。」とある。

【第十四章】

【原文】内則曰、子婦孝者敬者、父母舅姑之命、勿逆勿怠、若飲食之、雖不耆、必嘗而待、加之衣服、雖不欲、必服而待、加之事、人代之、己雖不欲、姑與之、而姑使之、而後復之、〔節、食音嗣、耆音嗜、〕

子甚宜其妻、父母不悅出、子不宜其妻、父母曰是善事我、子行夫婦之禮焉、没身不衰、〔節〕

子婦無私貨、無私畜、無私器、不敢私假、不敢私與、〔節〕
婦或賜之飲食衣服布帛佩帨蒞蘭。則受而獻之舅姑、舅姑受之、則喜如新受賜、若反賜之則辭、不得命、 右第十四章、

内則に曰わく、子婦の、孝なる者敬なる者は、父母舅姑の命には、逆うこと勿く怠ること勿かれ。若し之れに飲食せしむるときは、耆たじなまずと雖も。必ず嘗なめて而して待つ。之れに衣服を加うるときは、欲せずと雖も。必ず服して而して待つ。之れに事を加うるに、人、之れに代わるときは、己、欲せずと雖も、姑こく之れに與え、而して姑く之れに使つかしめて、而して後に之れを復かへびす。〔節なり。食は、音嗣。耆は、音嗜。〕(1)
子、甚だ其の妻に宜あしきに、父母、悦よろこばざるときは、出す。

子、其の妻に宜しからざるに、父母、是れ善く我に事うと曰うときは、子、夫婦の禮を行う。身を没するまで衰えず。「節なり。」(2)

子婦には、私貨無く、私畜無く、私器無し。敢えて私に假らず、敢えて私に與えず。「節なり。」(3)

婦、之れに飲食・衣服・布帛・佩・帨・蘭を賜わること或るときは、則ち受けて而して之れを舅姑に獻ず。舅姑、之れを受くれば、則ち喜ぶこと新たに賜を受けたるが如くにす。若し之れを反し賜わるときは、則ち辭す。命を得ざるときは、更に賜を受けたるが如くにし、藏して以て乏しきを待つ。婦、若し私親兄弟有りて、將に之れに與えんとするときは、則ち必ず復た其の故を請い、賜わりて而して後に之れに與う。「芷は、芷に同じ。」(4) 右、第十四章。

○資料研究

(1) 『禮記』内則篇に見える。この篇は、初めに、子や婦の父母舅姑への奉仕について述べる言葉が列ねられる。すなわち、「子、父母に事えるには、雞初めて鳴いて、咸く盥漱し云々……婦、舅姑に事うるは、父母に事うるが如くにし。雞初めて鳴いて咸く盥漱し云々」とある。

「孝敬」の語について、「鄭玄注」に、「其の孝敬の愛に恃めば、則ち違い解する或らん。」という。孫希旦『禮記集解』に、「子婦の孝敬なる者、必ず父母舅姑の愛する所と爲る。其の愛に恃みて而して驕るを恐る。故に戒むるに逆らうこと勿く怠ること勿かれを以てす。」と説明する。

「疏」に、「子、父母に孝し、婦、舅姑に敬す。」という。これでも通じるが、舅姑に事えるには血縁の父母に事えるのと同等と考えられているのだし、下文には、「父母、過ち有らば、…以て諫めよ。…起に孝し起に敬せ。」ともあるから、「孝」は子に、「敬」は婦にと、必ずしも限定・区別しなくても良からう。ここは、子の立場に在る者が、父母や舅姑に事える姿勢を、「孝」と「敬」とで説明したものを見るべきであろう。特に「敬」は、「孝」する実践行為を支える必要な心構えとして教示されているように思われる。『論語』爲政篇に、孝についての子游の質問に、孔子は、「敬せずんば何を以て別たん」と答えているし、「里仁」篇には、父母に事えるのに、「敬して違わず」と述べ、「公治長」篇には、「其の上(かみ)に事うるや敬」という。『禮記』にもその「曲禮」篇の初めに、礼の基本姿勢を語るに、「敬せざること母かれ」とある。「祭義」篇には、孝子の祭祀における敬精神について述べ、整った祭事を賛美して、「其れ孝敬の心至れるか」という。

なお、「内則」篇には、続けて、舅姑の側で用いられるべき配慮について付言する。すなわち、

「子婦、勤勞の事有るときは、甚だ之れを愛すと雖も、姑く之れを縦にして、而して寧ろ數々之れを休ましむ。子婦、未だ孝ならず未だ敬ならざるも、庸て疾、怨すること勿かれ、姑く之れを教えよ、若し教う可からずして、而して后に之れを怒めよ。怒む可からざれば、子は放ち、婦は出す。而れども禮を表にせざれ。」

という。孝敬を奉ずる者と、受ける者との、きめ細かい互いの人間的配慮を語る。儒家社会における子や嫁への父母・舅姑の権限は強

大であるが、権限を持つ者には、同時に従う者を配慮深く導くにふさわしい自覚と責任が付随しているのである。

(2) この部分も、「内則」篇による。儒教社会においては、夫婦における男女の結びつきは、直接に互いの愛情でなく、親である舅姑という存在を基点として成立するのである。これは、『旧約聖書』創世記の第二章の二四に、「それゆえ男はその父母を離れて、妻に結びつき、一つの肉となるのである。」（関根正雄訳、岩波文庫による）とあるような、親から離れて営まれる男女の結合とは、基本的に異なった考え方に立脚しているように思われる。儒教社会における家族制においては、家を運営維持する親の責任と権限は、子が結婚しても変ずることはない。子夫婦は、孝の理念に包まれて、服従奉仕の精神で己を律し、その日常生活は、舅姑に統括されて在るのである。

そこで、婦は、行動のすべてを舅姑の許可に待つ。すなわち、「凡そ婦は、私室に適けと命ぜられざれば、敢えて退かず。婦、將に事有らんとするに、大小に必ず舅姑に請う。」とある。このように舅姑は絶大な権限を持つが、この際、家の形式的権威は、立て前として舅におかれるであろうが、この社会の母性の存在意義を考慮すると、実質的な威力存在が姑であることは、古来の文献資料によっても明確である。そして、それは以下の各章に示される姑の存在感によつて十分確認できる。

例えば、『列女傳』母儀篇「鄒孟軻母」において、孟子の妻は、結婚生活上の夫に対する不満を姑に告げ、これを受けた孟子の母は、息子夫婦のもめ事を調停している。夫婦の問題を、単に当事者同士で処理すべきでないとする儒教家族制の特殊事情を語るものである。

う。ここでは、夫婦関係は、姑が介在することによつて調和的に成立するとされるのである。

姑の権限は、舅の没後も継続される。すなわち、「舅、没するときは、則ち姑、老す。冢婦、祭祀・賓客する所は、事毎に必ず姑に請い、介婦は、冢婦に請う。」とある。舅が死没すれば、姑は隠居することになるが、それでも、家事の要は姑に把握されている。なお、これと関連して、第十二章「資料研究」(1)を参照のこと。

(3) この文も、『禮記』内則篇に見える。鄭玄注に、「家事、尊に統べらるるなり。」という。儒教家族制においては、個人としての主張、また、私の独立や自立の自覚は基本的に容認されない。私全体の中の一部分であり、その全体のために奉仕する存在である。ここでは、人間の存立基盤は家を前提としてその意義が発揮されるものであるから、個人としての独立した私という存在は、当初から認定されないのである。しかし、それでも、姿として存在する私という個の存在が現実には有るとする観点にこだわるとするならば、この私という存在は、血縁者全体を含む家という組織を前提としてしか成り立ち得ないのである。従つて、当然ながら、ここには、私有財産という考え方も成立しないことになる。個人としての人間の中で、私という觀念が積極的に発動すると、儒教理念を軸とする家族制は機能しなくなる。儒教主義が個人主義を容易に許容しないのは、これに立脚する家族制が、全員でひとつとする觀念を核として組織される共同体だからである。

(4) この部分も、前文に続いて「内則」篇に見える。内容は、鄭玄注によれば、婦が、私親兄弟より賜を受けることをいうものとす。婦と実家の親族との間にも、舅姑の意向が介在することになる。

婦を通じて実家の様々の思惑が浸透することを防御し、こちらの家組織の主体性を主張し擁護する意図が込められているものと思われる。子は、日常生活においては、婦と私的な情愛のエリアに閉じこもる契機が絶えず継続している。だとすれば、そこで、実家の思惑がもし直接に婦に影響を与えてしまうと、こちらの子は、婦の実家によって、精神的・ないし実質的に様々の操作を受ける懸念が不断に生じることになるであろう。儒教社会における家族制の、各血縁共同体の仕組みに依拠して、その各々の主体性を考慮した配慮制度といえそうである。

『禮記』では、この後に、婦が、私親や兄弟に物を与える場合の心構えについても指示する。すなわち、「婦、若し私親兄弟有りて、將に之れに與えんとすれば、則ち必ず其の故を請いて、賜いて而して后に之れを與う。」とある。前文とは逆の場合の、婦と実家の間を牽制する意義が具わるものであろう。

◎ 『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本の頭注部分に、

「原文」 幌用以拭手者、菑同芷、菑蘭皆香草、可煎湯沐浴、

幌は、用いて以て手を拭う者なり。菑は、芷に同じ。菑蘭は、皆、

香草なり。煎湯・沐浴す可し。

とある。本文「佩幌菑蘭」に対する注であろう。各本、以下のようにある。

- ② 幌用以拭手者、菑同芷、菑蘭皆香草、可煎湯沐浴、
- ③ 幌用以拭手者、菑同芷、菑蘭皆香草、可煎湯沐浴、
- ④ 幌用以拭手者、菑同芷、菑蘭皆香草、可煎湯沐浴、
- ⑤ 幌用以拭手者、菑同芷、菑蘭皆香草、可煎湯沐浴、

⑥ 幌用以拭手者、菑代芷、菑蘭皆香草、可煎湯沐浴、
以上、各本の異同少なく、④の「杏」、⑥の「代」が独自の文字にしている。

【第十五章】

「原文」太嫗者、文王妃也、仁明有德、文王嘉之、親迎于渭、造舟爲梁、太妣事太姜太任、且夕勤勞極盡婦道、詩曰、思齊太任、文王之母、思媚周姜、京室之婦、太嫗嗣徽音、則百斯男、「迎去聲、任俱音壬、齊音齋」、右第十五章、

太嫗なる者は、文王妃なり。仁明にして徳有り。文王、之れを嘉す。渭に親迎するに、舟を造べて梁と爲す。太嫗、太姜・太任に事えて、且夕、勤勞して婦道を極め盡くす。詩に曰わく、思齊なる太任、文王の母なり。周姜を思媚す、京室の婦なり。太嫗、徽音を嗣ぎて、則ち百斯の男あり(1)。(迎は、去聲、任は、俱に音壬、齊は、音齋、)右、第十五章

○資料研究

(1) この部分は、基本的には、劉向『列女傳』母儀篇の「周室三母」を典拠にしたであろうが、まとめかたはやや異なる。

劉向『列女傳』の「太嫗」にては、「太嫗なる者は、武王の母にして、禹の後、有莘嫗氏の女なり。仁にして道に明らかなり。文王、之れを嘉す。渭に親迎するに、舟を造べて梁と爲す。太嫗、太姜・太任を思媚し、且夕、勤勞して以て婦道を進む。太嫗、號して文母と曰う。文王、外を治め、文母、内を治む。……君子謂う、太嫗、仁明にして徳有り」と。詩に曰わく、大邦に子有り、天の妹に倪

う。……又た曰わく、太姒、微音を嗣ぎて、則ち百斯の男ありと。」とある。

「仁明にして徳有り」の部分は、「周室三母」の方では、「仁にして道に明らかなり」とあるが、これは、藍鼎元が、「君子謂う、太姒、仁明にして徳有りと」の部分と入れ替えたことに因るのである。太姒、太姜・太任に事えて」の部分、「周室三母」では、「太姒、太姜・太任を思媚し」とある。「勤勞して婦道を極め盡くす」の部分は、「周室三母」では、「勤勞して以て婦道を進む」とある。

「詩に曰わく、思齊せいかなる太任、文王の母なり。周姜を思し媚まうす、京室の婦なり」の部分は、「周室三母」で「又た曰わく、太姒、微音を嗣ぎて、則ち百斯の男ありと」の部分に相当する。これは、『詩經』大雅の「文王」、「思齊」篇の「思齊なる太任、文王の母なり。周姜を思媚す、京室の婦なり。太姒、微音を嗣ぎて、則ち百斯の男あり」による。藍鼎元は、「周室三母」で用いなかった「思齊なる太任、文王の母なり。周姜を思媚す、京室の婦なり」の部分を、新たに持ち込んで付け足したのである。

以上、この「太姒」伝部分は、藍鼎元が、劉向『列女傳』資料をやや組み直し、これに『詩經』資料を加えて、独自に合成・作文したものである。

○儒教社会における姑の位置づけについて

以下しばらく、儒教社会における姑の位置について考察しておく。

まず、劉向『列女傳』母儀篇「周室三母」が示す独自性に注目する。すなわち、『史記』などでは、建国以来の男性王者たちの業績を通して周王室の繁栄が語られるが、ここには、栄光の成就を支えた女性たちの存在意義が強調される。特に、家の基盤形成の要であ

る母性存在の権威たる賢姑と、これに従順に仕えて夫を支援し、且つ子女教育に配慮濃やかな賢婦が称賛され、また、家の安定と繁栄に、姑・婦の調和的關係が重要なポイントとなることを示唆するのである。先ず、王季の母太姜については、

「太伯・仲雍・王季を生む。貞順にして率導し、過失有る靡し。」という。また、王季の妃で文王の母である太任については、

「太任の性、端一にして誠莊なり。惟徳を之れ行う。其の娠有るに及びて、目、悪色を視ず云々……文王、生まれて明聖、太任、之れに教うるに、一を以てして百を識る。……文王の母、肖化を知ると謂う可きなり。」

という。次に、文王の妃で武王の母である太姒については、

「仁にして道に明らかなり。……入るに及びて、太姒、太姜・太任を思媚し、且夕、勤勞して、以て婦道を進む。……文王、外を治め。文母、内を治む。太姒、十男を生む。……太姒、十子を教誨す。少自り長に及ぶまで。未だ嘗て邪僻の事を見せず。其の長ずるに、及びては、文王、繼ぎて之れを教う。」

とある。頌に、三母の功績を総じて称え、

「周室三母、太姜・任・姒なり。文・武の興るは、蓋し斯れに由りて起こる。太姒、最も賢にして、號して文母と曰う。三姑の徳、亦た甚だ大なり。」

とある。ここには、賢姑の権威が、子を教え夫を支援する賢婦を教導し、姑と婦の理想的な調和と信頼關係が保たれ、これが三代続いて安定した家室興隆の基盤が確立したことが称賛されている。

劉向『列女傳』には、儒教社会における女性の積極的役割や存在意義が語られる。前述のように、母性の施行者として、基本的には、

母・妻・娘が確認されるが、家における女性として、もう一つ、姑という存在を見逃すことはできない。家において母性を現実的に総括する権威者としての姑の存在は特異だからである。姑の、家における権限には、儒教社会家族制における特有の性格がうかがわれるのである。

次にこれに関連して『華陽國志』の三母伝記に注目する。

「周室三母」における「三母」の理念に基づいて一族繁栄の世上評価が定められたと思われる歴史資料として、『華陽國志』列女伝記の、王氏一族の事例を検証してみよう。この伝記部分については、特に現代語訳と原文で紹介する。先ず、

○（その一）、王堂夫人「文極、字季姜」（卷一〇下、梓潼郡）について見よう。

季姜、雍^{おん}穆^{むく}もてし、化^{おん}、二^{ふたりの}婦^{めかけ}に播^はく。王氏、世々興るは、實に賢母に由る。原文（季姜雍穆、化播二婦 王氏世興、實由賢母）

季姜は、梓潼の文氏のむすめで、將作大匠であつた広漢の王敬伯の夫人である。幼くして『詩』・『禮』を読んだ。

敬伯の前夫人には、男子に、博、女子に、紀・流の二人が有つた。

季姜は、男子、康・稚・芝、女子、始・示を生んだ。子供は前後併せて八人、実の子も継子も隔てなく、愛情豊かに慈しみ育てた。

王堂の祖母は、厳格な質の人で、子孫が二千石の高官に在つても、過ちあればやはりむち打つた。婦^{おなち}は跪^{ひざます}いてお仕置きを受けた。

王堂は、五郡を歴任した。祖母は、就任地に行くに付き随つた。後に、年老いて、郷里から遠い所に行くのを望まなくなつた。季姜もやはり、常に従い侍つて、姑の身の回りの世話をした。季姜は、

紀・流二人のむすめが嫁ぐにあつて、己の侍婢^{こしも}をそれぞれに分けて与えた。

王博は、写書（しよもつをうつす）を好んだ。季姜は、自分の手で表^{ほんづつみ}を作つてやつた。

かくして、家の内ではお互いが教化し合つて、動作・行為の全てにおいて思いやりと譲り合いの配慮がゆき渡つた。

王博の妻である健爲の楊進、また、王博の子、王遵の妻である蜀郡の張叔紀も、ともに姑の教えに従順で、皆、それぞれに賢婦の訓えを大切にした。世間では、これを三母とよび名した。王堂が没してから後、季姜は、実子である王康・王稚・王芝それぞれの妻たちにも、王博の妻楊進に、姑（「舅」は衍文と見る）に対する如くによく婦事するように諭し教えた。王氏の本家・親戚の家ともにこの教えに則り、いずれも立派な婦徳を成就した。

季姜は、八十一才で卒した。この時、四人の男子はみんな官を辞して喪に服し、四人の女子もやはり、官舎から互いに赴き弔つた。

王氏と姻戚で、冠冕を着ける大夫などの位に到つた者は、百有余人にもものぼつた。当時の人々はこれを誉れとした。王氏は、代々社会的顕榮の家門としての名を誇つた。

「原文」季姜は、梓潼の文氏の女、將作大匠、廣漢の王敬伯の夫人なり。少くして詩禮を讀む。敬伯の前夫人に、子博 有り。女

は、紀・流 二人なり。季姜、康・稚・芝を生む。女は、始・示なり。凡そ前後八子。撫育して恩愛あること、親繼一なるが

若し。堂の祖母、性嚴にして、子孫、見官二千石なりと雖も、猶お之れを杖す。婦は跪きて罰を受く。堂、五郡を歴するに、祖母、之れが官に隨う。後、年老いたるを以て、郷里より遠ざ

かるを願わず。姜も亦た常に左右に侍養す。紀・流、出適するに、己が侍婢を分かちて之れに給す。博、寫書を好む。姜、手ずから裘を作る。是れに於いて内門相化し、動行に推讓す。

博の妻、健爲の楊進、及び博の子遵の婦、蜀郡の張叔紀、服姑の教もて、皆な賢訓有り。之れを三母と號す。堂、亡して、姜、勅す。康・稚・芝の婦、楊進に事えること姑舅の如し。中外、之れに則る、皆な令徳を成す。季姜、年八十一にして卒す。内外、官を棄てて行服す。四女も亦た官舎に従いて交も赴く。内遂に世々興る。

○(その二)、王博妻「進楊」(卷一〇中、健爲郡)

進楊、穆穆たり、先姑をば是れ憲とす。「原文」進楊、穆穆、先姑、是憲、

進楊は、武陽の楊氏のむすめで、大匠であつた廣漢の王堂の長子王博の妻である。王博の後母であつた文季姜には、母儀の徳が有つた。進楊は、其の教えに則つて行いを為し、一家の内は、和らぎ睦まじかつた。牂柯の太守であつた李棹の家も、また継子・継母で、母子關係に類似点があつたが、こちらは常にもめ事が絶えなかつた。そこで、李棹は、富貴ではあつても、學問の成果が王博の家に及ばないのを嘆いて残念に思つていた。

「原文」進、武陽の楊氏の女、大匠、廣漢の王堂の長子博の妻なり。博の後母文に母儀の徳有り。進楊、其の教に則りて行を爲す。

閨門、雍穆たり。牂柯の太守、李棹の家も、亦た假係なり。毎に不和にして、徒に富貴のみにして、學問は博の家に及ばざるを嘆恨す。

○(その三)、王遵妻「張叔紀」(卷一〇上、蜀郡)

叔紀、婉婉にして、十媛、風を仰ぐ。「原文」叔紀婉婉、十媛仰風、

叔紀は、張霸の孫むすめである。廣漢の王遵に嫁いだ。このうへなく賢訓を大切にし、姑に事えては礼をわきまえた。生みの子の王商は、海内の名士となつた。廣漢の周幹・古朴・彭緄、漢中の祝龜らが、かの女のために頌を作つていう、「幼くしては、家の孝女であり、長じては家の賢婦であり、老いては子らの慈親であつた。終始、温やかで且つ恵順であり、心は誠実で思慮深いひとであつた。諡して孝明惠母というにふさわしい」と。

「原文」叔紀、霸の女孫なり。廣漢の王遵に適く。至りて賢訓有り。

姑に事うるに禮を以てす。生子商、海内の名士なり。廣漢の周幹・古朴・彭緄、漢中の祝龜、爲めに頌を作りて曰く、少くしては則ち家の孝女爲り、長じては則ち家の賢婦爲り、老いては則ち子の慈親爲り。終に温且つ恵にして、心を塞淵に乘る。宜しく諡して孝明惠母と曰うべしと。

以上、これら女性伝記における女性史資料としての特徴として、劉向『列女伝』の「周室三母」の場合のように、家を守護する母性の權威としての姑の存在や、婦と姑の提携・調和が家門繁栄の要と稱賛される点が興味深い。

王氏には代々母儀豊かな女性が続き、それぞれに、家を支え夫を補佐し子を訓育して、かつ母性の權威たる姑として婦を掟して思慮深く訓導し、これで母性の支援の確定した家門が安定し維持された。かくして、王氏は代々賢母(婦)や威嚴あつて配慮濃やかな姑に守護されてその家門の繁栄を維持し得た典型的な家柄として世に評さ

れたのである。儒教社会家族制における家門維持の本質を考察するに注目すべき資料の一と見得よう。

楊樹達『積微居小學金石論叢』卷五（科学出版社、一九五五、増訂本『積微居小學金石論叢』にては卷六）に「後漢王堂世系考」（一九三二年二月二〇日）が有り、王氏の代々の興隆は、主婦や姑等の賢母の努力に依るところが大であることを指摘している。すなわち、王堂から六世の孫王化兄弟に至るまで、漢・三国・晋の三代に渡って、高官で名高い人が続いている。これは、堂の祖母の義方の教えに発するもので、堂はこの祖母の薫陶を受けて、その人となりは方正嚴格で独立不移というふうであった。そして、夫人の季姜や子の妻楊進、孫の王遵の妻張叔紀などの諸人が、家風をよく受け継ぎ、賢声が墜ちなかったのである。王氏が世々興隆したのは当然であるという。次に王家の關係者について略述する。

まず（その一）の王敬伯について、任乃強『華陽國志校補圖注』卷一〇中廣漢士女の「王堂」に対する注解で、王堂は、その政績は詳らかではないが、挙賢・任能が称えられるところから、当時、地主階層の願望の官吏であったのであろうという。卷一〇中廣漢士女に、

「王堂、字は敬伯、郡の人なり。初め、巴郡に臨み、賢達の士を進む。孝子嚴永・隱士黃錯及び張璜・陳髦を擧ぐ。民、爲めに祠を立つ。右扶風に徙任せられ、政教、嚴明なり。帝の舅車騎將軍閻頭・大將軍竇憲・中常侍江京等、囑託するに、輒ち之れを拒む。白鹿、見象するも、以て祥と爲さず。魯相に徙され、又た汝南守に徙さる。陳蕃を擧げて功曹と爲し、應嗣を司隸校尉とす。知人の鑑と號さる。」

とある。王堂の伝は、『後漢書』列傳二二にも見える。「年、八十六にして卒す」という。「祠を立つ」については、巴郡太守となつた王堂が、寇賊を討伐して、巴・庸が清静となつた治績のためとす。なお、この表現は、卷一巴志にも見える。この他に、張璠『後漢紀』靈帝紀の建寧元年、『東觀漢記』卷一四に、王堂に関する記載が見える。なお、楊樹達は、『華陽國志』の王堂伝は范曄の書の欠を補うに十分で、一家の支譜として読み得ると評している。

次に、「王博」については、卷二二「益梁寧三州先漢以來士女目錄」の、「漢の世に名を馳せし五二人」の内に、「堂の長子、博。官位を失す。」という。前掲の楊樹達は、「文季姜」伝に、「博、書を写すを好む。」とあるから、もとより好学の士であると評している。この人については、特にまとまつた伝記は見えない。

次に、「王遵」については、前記の卷一二「益梁寧三州先漢以來士女目錄」に、「博の子、遵。亦た官位を失す。」と見える。この人にも、特にまとまつた伝記は見えない。

次に、王遵の子である「王商」については、前記の「目錄」に「善績」として、「蜀郡太守、王商、字は文表。遵の子なり」とある。また、卷一〇「廣漢士女」にその伝記が見える。「文表、汜博にして、士彦と提携す」とあり、その讚注に、

「王商、字は文表。廣漢の人なり。博學・多聞。……又た、嚴・李の爲めに祠を立て、諸の祀典を正す。官に在ること十年にして卒す。」

とある。また、『後漢書』列傳二一王堂伝の末に見え、「曾孫商、益州の牧の劉焉、以て蜀郡太守と爲す。治聲有り」とある。『三國志』蜀書第八許靖伝の裴松之注引『益部耆舊傳』に、かれについて

の事績が見える。すなわち、

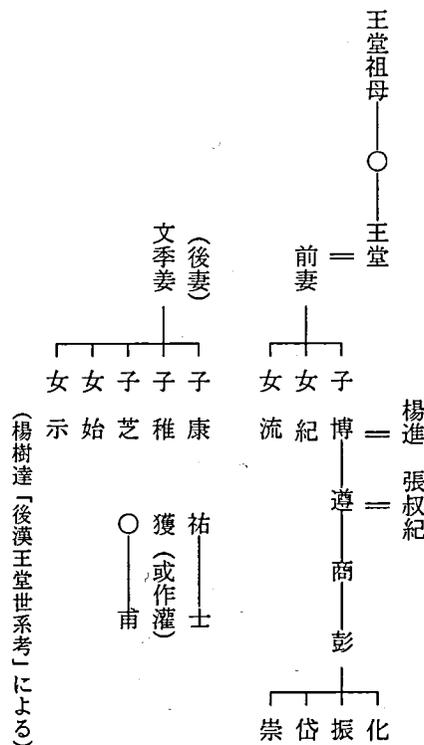
「商、字は文表、廣漢の人、才學を以て稱せらる。聲問、州里に著わる。劉璋、辟して治中從事と爲す。……商、奏記して璋を諫め、璋、頗る感悟す。初め、韓遂、馬騰と與に亂を作せしとき、數々、璋の父焉と交通して信あり。騰の子超に至りて、復た璋と相い闘し、蜀に連なるの意有り。商、璋に謂いて曰わく、超、勇なれども不仁。得るを見ては義を思わず。以て唇齒と爲す可からず。……今の益部、士は美、民は豊かにして、寶物が出る所なり。斯れ乃ち狡夫の傾覆せんと欲して、超等の西望する所以なり。若し引きて之れを近づくれば、則ち養虎に由りて、將に自ら患を遺さんとするならんと。璋、其の言に従いて、乃ち之れを拒絶す。荊州の牧の劉表、及び儒者の宋忠、咸、其の名を聞きて、書を遺りて商を敍して殷勤を致す。許靖、……商を見て之れを稱して曰わく、設使、商、華夏に生まれしなれば、王景興（朗）と雖も以て加うる無きなりと。璋、商を以て蜀郡太守と爲す。……學を脩め農を廣めて、百姓、之れを便とす。郡に在ること十載、官に卒す。」

とある。

なお、王堂と文季姜の間の子、王稚の伝記は、卷一〇廣漢士女に見え、「字は叔起、堂の少子。屢々、孝廉を拒み、公府、十五たび辟し、公車もて徵す。二千石を授け、徵するに太常を以てするに及ぶも、終に詣らず云々」という。なお、『後漢書』王堂伝にては、「子、穉、行を清にして仕へず。」と。

楊樹達は、この他の王氏の世系に関わる人々を列挙、略述するが、今、省略する。以上の資料は、王氏一族が、代々繁栄した事実が、

賢姑と賢婦の理想的な調和関係の中でもたらされた結果であること
を示唆するものである。次に、王堂の世系について紹介する。



○ 儒教家族制における姑と婦について

以上、「周室三母」に注目し、その三母親と同様の理念を背景とする歴史資料と思われる『華陽國志』の列女伝記の事例を紹介し、儒教家族制において、姑の権威や婦の服従・対応への関心が深かった事実を確認した。なお、この点については、「三母の伝記—『華陽國志』列女伝記より—」（『斯文』第一〇六号、一九九八）に論じた。そこで、劉向『列女傳』のこの他の伝記や、古來、姑・婦の關係に言及する文献資料を列ねて、その意義や背景について考察しておく。

先ず、「鄒孟軻母」の場合には次のように示される。

姑に対して、孟子の妻は、夫の己への対応についての不満を女性

の立場から訴え、孟母は、息子に対して、その配慮不足をたしなめている。そして孟子は、母の諫言に従順である。ここには、結婚後の孟子の夫婦関係に強い影響力を持つ姑の権限に興味深い特色が観取できるであろう。これは、儒教社会家族制の下では、夫婦は、一対の男女として直接に結び付くのでなく、夫婦の関係は、家の權威としての姑（舅）を経由しなければ成り立たないこと（例えば「二十四孝」の「丁蘭」・「姜詩」・「郭巨」における夫婦など、これに近い）を示唆しているよう。このあたりの事情は、『禮記』内則の、

「子、甚だ其の妻に宜しきに、父母説ばざれば出す。子、其の妻に宜しからざるに、父母、是れ善く我に事うと曰えば、子、夫婦の禮を行なう。身を没るまで衰えず。」

も語るところである。夫婦関係は、夫の父母（舅・姑）に統括されているのである。

このような權威存在である姑は、一方では、婦を従える存在として、上にあつて恩恵を垂れる存在となる。儒教社会において、權威者・服従者（君臣、親子など）の関係は、恩恵を垂れる者と、この恩に報いる存在として対応するのが一般的だからである。この観点から、姑の情愛や配慮について説くものに、「衛姑定姜」（母儀）がある。

衛定公の公子が娶つて後、子無くして先立つ、三年の喪を終えた公子の婦を生家に帰すことになり、公子の母である定公夫人定姜は姑として心を込めて公子の婦を見送る。定姜の詩の一節とする「先君を之れ思いて、以て寡人に畜す」に、婦姑の間の厚い配慮の交流が暗示されている。なお、この詩に見える『詩經』邶風の燕燕は、『毛詩』では、「衛の莊姜が婦妾を送る」内容と解しており、

劉向の示す伝記内容と必ずしも一致しないが、姑と子の妻との心の触れ合いをテーマとする点では共通する。

姑と婦との慈愛と従順の対応については、このこと、直接の関係があるのではないが、

「父母、慈にして、解らざれば、則ち、子婦従う。」・「父母、暴にして、恩無ければ、則ち、子婦親しまず。」（『管子』形勢解篇）

「姑、慈にして、婦、聽す。……姑、慈にして而して従え、婦、聽にして而して婉なるは、禮の善物なり。」（『左傳』昭公二十六年の晏子の言）
などと見えている。

次に、姑への嫁の奉仕と配慮を語るものに、「宋鮑女宗」（劉向『列女傳』賢明篇、『女學』婦德上篇四四章）がある。

夫が衛に仕えること三年で、外妻を娶るが、女宗は姑を養うて甚だ謹む。兄嫁が、妻として愛されぬ以上、去るべきだと説得するが、女宗は、夫が死しても嫁せず、舅姑に仕えるのが嫁としての己の務めだとして去らず、姑に仕えることいよいよ謹んだという。

「陳寡孝婦」（劉向『列女伝』貞順篇や『女學』婦德上篇第十八章）は、嫁いで間もなく、子を設けぬ内に夫は出征する。兄弟の無い夫は、老後の母の面倒を依頼する。夫は戦死し生家の父母は寡婦となった娘を再婚させようとするが、夫との約束を果たして姑を保養するの己の務めとして承諾せず、姑が八四歳で死ぬまで面倒を見る。（例えば『百孝図説』に引く明代の張思遷の妻の場合も姑に尽くして称賛されている）。なお、この伝記は、下の第十八章に掲げる。

後世、嫁が姑を養う事例は多く、著名な例として、「二十四孝」

の「唐夫人」（『女學』婦徳上篇第十七章）などがある。年若いて齒の無くなつた姑に、嫁が己の乳を飲ませるといふものである（なお、「養姑」のことについては、拙著『劉向「列女伝」の研究』、同著『儒教社会と母性—母性の威力の観点でみる漢魏晋中国女性史—』第II研究篇第四・五・七章や、同著『母性依存の思想—二十四孝—』からみる母子一体観念と孝』第二章などを参照されたい）。

以上、劉向『列女傳』の事例について幾つかを紹介したが、女性教導を旨とする古来の典籍に、舅姑への仕え方を指摘するものは多い、例えば、先ず、『禮記』内則篇には、

「婦、舅姑に事うるには、父母に事うるが如し。」・「子婦の孝ある者・敬ある者は、父母・舅姑の命には、逆うこと勿かれ、忘ること勿かれ。」

など、親への服従と同様に繰り返し語られ、常日頃の舅姑への従順と奉仕を事細かに記載している。また、姑の權威について、「舅、没すれば、姑、老す。」とあり、舅が亡くなつたら、姑は家事全般を長子の婦に譲るのであるが、家の母性の權威の位置は継続して頭示する。すなわち、

「冢婦、祭祀・賓客する所は、事毎に必ず姑に問う。……凡そ婦は、私室に適くを命ぜられざれば、敢えて退かず。婦、將に事有らんとすれば、大小、必ず舅姑に請う。子婦、私貨無く、私畜無く、私器無し。敢えて私に假らず、敢えて私に與へず云々」といふ。なお、この慈愛と服従の關係は結婚の儀礼中において、次のように確定される。

すなわち、婦人が舅姑に見える礼について、『儀禮』士昏禮篇にその行礼が詳細に述べられるが、『禮記』昏義篇には、そのあらま

しと意義を記して、

「厥の明、舅姑、共に婦を饗するに、……舅姑、先ず西階自り降り、婦、阼階自り降る。以て代ることを著わす。婦の禮を成し、婦の順を明らかにし、又、之れに申ぬるに代わることを著わすを以てす。重ねて婦の順を責むる所以なり。婦の順とは、舅姑に順に、室人に和し、而して后に夫に當^なう。……是の故に、婦の順備わりて、而して后に、内、和理す。内、和理して、而して后に、家、長久なる可きなり。」

という（『郊特牲』篇に、「舅姑、西階自り降り、婦、阼階自り降るは、之に室を授くるなり。」とあり、鄭玄注に、「當に家事の主と爲るべきを明らかにするなり。」と）。家の母性を現実的に施行する婦の自覚が家の存立を支えるが、姑は、母性の現実的權威者として、婦を従え指令する母性の統括的存在とならねばならない。

かくして、歴代の家訓や女教の書には、姑・婦の權威主導・思慕服従でもたらされる家の母性の調和が繰り返し語られるのである。

後漢の曹大家『女誡』曲從篇には、

「夫、愛すと云うと雖も、舅姑、非なりと云わば、此れ所謂の義を以て自ずから破るる者なり。……故に曲從より尚きは莫し。姑、爾らずと云えども、而ども是なるとき、固より宜しく令に従うべし。姑、爾りと云えども、而ども非なるとき、猶お宜しく命に順うべきなり。」

という。この観点から、小姑への親愛も重要とされる。『女孝經』も第六に、「事舅姑章」を設ける。また、『女論語』第六にも、「事舅姑章」があり、舅姑への理想的な献身・奉仕の婦を「賢婦」とするに對し、従わず悪態をつき配慮も用いぬ婦を「惡婦」とし、

「天地、容れず、雷霆、震怒し、責罰、身に加わり、之れを悔ゆるも路無けん。」

という。司馬光『家範』(『温公家範』とも)巻十に、「舅姑」を、また、呂坤『閨範』(『閨範圖説』とも)巻三「婦人之道」に、姑を護持した婦を讃える「孝婦」の伝記を掲げる。すでに見たように、この藍鼎元『女學』婦徳篇上には、第二章で、曹大家『女誡』を掲げて舅姑への服従を教訓の原点として示し、

「婦と爲りて、而して舅姑に事うる能わざれば、才能有りとも雖も、稱するに足らざるなり。……末世の愚婦、但だ、夫を之れ親しむと爲すをのみ知りて、而して夫の親を親しむを知らず。」

とし、また、漢代の賈誼(『新書』卷三「時變」篇)指摘の婦・姑不仲の弊害を掲げ、舅姑への配慮を説いて、以下、二〇章まで、「事舅姑之徳」を論じ関連する女性伝記を紹介する。

以上、舅姑に事えることが、家の婦としての要諦であることを教説する歴代の文献を略挙した。なお、「舅姑」と掲げてはいるが、主体は「姑」に在る。「姑」は、形式的な権威者たる男性の尊「舅」を支え、かつ家の母性の現実的権威者である。そこで、「婦」とつての奉仕・服従の直接対応者が「舅」ではなく「姑」であることは、言を待たない。そして、事実、歴代の「孝婦」は、「姑」との関係で称賛されるのが常である。

儒教家族制において、家の現実的権限を付与されて主導する男性に、この組織を運営・維持する当面の責任と権限が存することは、いまでもないが、この家族制は、本来、家・親・血縁・祖霊への子孫の服従・奉仕の精神、すなわち孝の実践によって存続・確立する血縁共同体を実質とする。すでに筆者が論証したように、この孝が

母性に導かれる理念であるとしたら、家を運営・主導する男性は、すでに母性原理の要請下にあつて、原母性の精神的意向を体してすべての権限をいわば委託的に施行していることになるであろう。かくのごとく、この社会の男性の絶対的権限は、本来、母性原理にその根を発するものである。そして、この社会は、子・年少者が、己という個の主張意欲を滅却して、祖霊と親・年長者の体と意志を己の中に受容することを納得してこの指令に服従し、これを基本的な人間関係理念として実践して構築されるとすれば、すでに、「舅」は、「姑」の母性に依存する存在であり、そして、子たる位置にある母性実践者「婦」は、本質的に親たる位置にある母性権威者「姑」に統括され、その意志を納得して受容する存在とならなければならぬであろう。また、儒教家族制は母性の威力を組織エネルギーとするものであるから、家における両母性施行者たる「婦」・「姑」の提携・調和は、家の母性の威力を統合して確立し、家門を安定させるための必須条件となる。歴代、家の母性実践責任者たる「婦」が、直接「舅」にではなく、母性の権威シンボルたる「姑」を思慕し、これに服従する存在として提示される基本的理由は、以上の諸々の仕組みに基づくものである。そして、家門の繁栄や社会的顕示に、家の母性の現実的実践者である「婦」(家の妻)や現実的権威存在たる「姑」が重い位置を付与され、両者の調和が家安定の要因として重視されたのは当然であつた。

以上、『華陽國志』の列女伝記を中心に、儒教社会における姑の位置づけや姑が重要な意義を担う存在とされる事実を確認し、また、姑が、家族制において、そのような独特の認識対象とされる理由はなになのかについて、孝と母性の観点を交えて、いささかの考察を

試みた。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本の頭注部分に、

「原文」微音揮、美也、

とある。本文「嗣微音」に付する注であらう。

微は、音揮、美なり。

この部分については、各本、異同が認められないが、ただ、⑥のみは、どうしたわけかこの頭注を欠落している。

【第十六章】

「原文」唐太宗以南平公主、下嫁王敬直、敬直珪之子也、先是公主下嫁、不以婦禮事舅姑、珪曰、主上欽明、動遵禮法、吾受公主拜謁、豈爲身榮、所以成國家之美耳、乃與其妻就席坐、令公主執筭、行盥饋之禮、是後公主始行婦禮、〔節、爲去聲、筭音煩、〕

襄成公主、適蕭子銳、有司請營別第、樹闕如制、主辭曰、婦事舅姑、如事父母、異宮則定省闕焉、敢即安平、太宗悅、命即瑀第門列戟表焉、〔節〕

宣宗以萬壽公主、適起居郎鄭顥、詔之曰、先王制禮、貴賤共之、萬壽公主事舅姑、宜從臣庶之法、〔顥胡老切〕

論曰、此皆天子之女也、婦事舅姑、如事父母、不以貴賤異也、右第十六章、

唐太宗、南平公主を以て、王敬直に下嫁せしむ。敬直、珪の子なり。是れより先、公主下嫁するに、婦禮を以て舅姑に事うることせず。珪曰わく、主上、欽明にして、動に禮法に遵う。吾、公主の拜謁を受けん。豈に身の榮なるが爲めならんや。

國家の美を成す所以なるのみと。乃ち其の妻と與に席に就きて坐し、公主をして筭を執りて、盥い饋するの禮を行わ令む。是れより後、公主、婦禮を行うことを始む（1）。〔節なり。爲は、去聲。筭は、音煩。〕

襄成公主、蕭瑀の子銳に適くに、有司、別第を營みて、樹闕の如くせんことを請う。主、辭して曰わく、婦、舅姑に事うること、父母に事うるが如くす。宮を異にすれば、則ち定省、焉に闕かん。敢えて安きに即かんやと。太宗、悦び、瑀の第門に即きて、戟を列して焉に表せんことを命ず（2）。〔節なり〕

宣宗、萬壽公主を以て、起居郎の鄭顥に適かしむ。之れに詔して曰く、先王の禮を制する、貴賤、之れを共にす。萬壽公主、舅姑に事うること、宜しく臣庶の法に従うべしと（3）。〔顥は、胡老の切。〕

論じて曰う、此れ、皆、天子の女なり。婦、舅姑に事うること、父母に事うるが如くす。貴賤を以て異にせざるなり（4）。右、第十六章。

○資料研究

（1）『舊唐書』列傳第二十「王珪」傳に、

「時に、珪の子、敬直、南平公主を尚す。禮に、婦、舅姑に見ゆるの儀有り。近代自り、公主の出、降するに、此の禮、皆な廢す。珪曰わく、今、主上、欽明にして、動に法制に循う。

吾、公主の謁見を受けん。豈に身の榮なるが爲めならんや、國家の美を成す所以なるのみと。遂に其の妻と與に席に就きて而して坐して、公主をして親ら筭を執りて、盥い饋するの道を

行わねむ。禮成りて而して退く。是れより後、公主、下降する

に、舅姑有る者は、皆、婦禮を備うる事、珪自り始まるなり。」とある。司馬光『家範』卷十「舅姑」に収録するものは、初めを「唐禮部尚書王珪の子、敬直、」とする他は、これに同じである。

なお、王敬直については、「少子の敬直、主^{てんしのむすめ}を尚る^{むか}を以て駙馬都尉を拜す。太子の承乾と與に交結するに座して、嶺外に徙^{うつ}さる。」とある。

『新唐書』列傳第二三「王珪」傳には、

「子敬直、南平公主を尚す。是の時、諸主の下嫁するに、帝女、貴なるを以て、未だ嘗て舅姑に見ゆるの嶺を行わず。珪曰わく、主上、法度に循う。吾、當に公主の謁見を受くるべし。豈に身の榮なるが爲めならんや、將に以て國家の美を成すならんと。是に於て、夫人と與に堂上に坐して、笄を執りて盥い饋して退くを主る。其の後、公主、降るに、舅姑有る者の、禮を備うるは、珪に本づく。……敬直、南城縣男に封ぜらる。後、皇太子の承乾に交わるに坐して、嶺外に徙さる。」

とある。なお、同書列傳第八「諸帝公主」傳の「太宗二十一女」に、「南平公主、王敬直に下嫁するも、累を以て嶺南に斥けらる。更に、劉玄意に嫁ぐ。」とある。

『女學』のまとめは、両書と小異するが、どちらかといえは『舊唐書』王珪傳のそれに近い。しかし拘つてはいないようである。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本の頭注部分に、

「原文」笄竹器、所以盛物者、禮昏義、婦執笄、

笄は、竹器なり。物を盛る所以の者なり。禮、昏義に、婦、

笄を執ると。

とある。本文「令公主執笄」への注であろう。各本、以下のようである。

- ② 笄竹器、所以盛物者、禮昏義、婦執笄、
- ③ 笄竹器、所以盛物者、禮昏義、婦執笄、
- ④ 笄竹器、所以盛物者、禮昏義、婦執笄、
- ⑤ 笄竹器、所以盛物者、禮昏義、婦執笄、
- ⑥ 笄竹器、所以盛物者、禮昏義、婦執笄、

以上、各本の異同は少ないが、②・⑤において、「笄」を「笄」に誤り、⑥が、文末の「笄」を、「箸」とするのは、誤りの甚だしきものである。

『禮記』昏義篇に、「夙に興き、……婦、笄の棗・栗・段脩を執りて云々」という。また、『儀禮』士昏禮篇に、婦が舅姑に見ゆる儀節に、夙に興き、……婦、笄の棗・栗を執りて門自り入り、……笄の段脩を受け云々」という。なお、中国古来の、婚禮における舅姑と婦の会見の儀式の次第の詳細については、『儀禮』士昏禮篇に見える。

(2)『舊唐書』列傳第一三「蕭瑀」傳に、

「子銳、嗣ぐ。太宗の女襄成公主を尚す。太常卿を歴して、汾州刺史たり。公主、雅にして禮度有り。太宗、毎に諸公主をして、凡そ厥の爲す所、皆、視して其の措則とせ令む。又た、所司をして別に管第を爲ら令む。公主、辭して曰わく、婦人、舅姑に事うること、父母に事うる如くにす。若し居處同じからざれば、則ち定省、闕くること多からんと。再三するも、固く讓^{こたは}す。乃ち止む。舊宅に令して而して改め創る。」

とある。また、『新唐書』列傳第八「諸帝公主」傳の、

「太宗二十一女」には、「襄成公主、蕭銳に下嫁す。性は、孝睦にして、動に、矩法に循う。帝、諸公主に勅して、視して師式と爲さしむ。有司、別第を營まんことを告ぐるに、辭して曰わく、婦、舅姑に事うることを、父母の如くにす。宮を異にすれば、則ち定省、闕かんと。止に故第を葺い、門に雙戟を列するのみ。」

とある。『女學』が依拠したのはいずれとは決定し難い。なお、『新唐書』列傳第二十六「蕭瑀」傳には、「子銳、襄成公主を尚す。太常少卿と爲る。」とあるのみである。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本の頭注部分に、

「原文」瑀音羽

瑀は、音羽。

とある。本文「適蕭瑀子銳」への注であろう。

各本、以下のようなのである。

② 蝸音羽

③ 蝸音羽

④ 蝸音羽

⑤ 蝸音羽

⑥ 瑀音羽

以上、②・③・④・⑤ともに、「瑀」を「蝸」に誤り、⑥に至って「瑀」に回復している。

(3) 『新唐書』列傳第八「諸帝公主」傳の、「宣宗十一女」に、「萬壽公主、鄭顥に下嫁す。主、帝の愛する所、此れに前だちて下

詔す、先王、禮を制して、貴賤、之れを共にす。萬壽公主、舅姑に奉ずるに、宜しく士人の法に従うべしと。」

とある。なお、『南部新書』には、詔は、「公主、婦禮を行なうに、宜しく士庶に依るべし。」とある。鄭顥については、『舊唐書』列傳第一百九に、「宣宗の女萬壽公主を尚り、駙馬都尉を拜す。」と。

『新唐書』列傳第九十に、「起居郎、萬壽公主を尚るを以て、駙馬都尉を拜す。」という。

(4) 藍鼎元は、ここで、唐時代の公主の下嫁の事例を掲げて、婦は、父母に事えると同じように舅姑に事える儒家族制のきまりは、身分の貴賤に関わらない不変の制礼であると指摘する。

しかし、唐時代においても、このことは必ずしも安定していたとは思われないのである。

太宗の時に、南平公主は舅姑に拜謁の儀礼を行なったが、これは、必ずしも恒例とはならなかったようである。例えば、『新唐書』本紀第三「高宗」傳の「顯慶二年、三月戊申」に、「舅姑、公主に拜し、父母、王妃に拜するを禁ず。」とある。舅姑が公主に拜謁する現実が存在したことを窺わせる。また、『舊唐書』列傳第一百「德宗順宗諸子」傳に、德宗が、

「公主、郡縣主、出降するに、舅姑と抗禮するを以て、詔して曰わく、冠婚の義、人倫の大經なり。……今、縣主、行有るに、將に嘉命を俟ちて、親しく粟栗を執りて、以て舅姑に見え俾め、敬して宗婦の儀に遵い、降りて家人の禮に就かしむ云々」とあり、また、「舊例、皇姫、下嫁するに、舅姑、返拜するに、而るに婦、答えず。是れに及び、制して禮官に定制を下して曰わく、既に婚を禮會院に成し、明晨、舅、堂に坐して東階にて

西に向かい、姑、南に向かう。婦、笄を執りて盛るに棗・栗を以てし、升るに西階自りし、再拜す。跪きて舅の席前に奠く。退き降りて笄を受け、盛るに股修を以てす。升りて、北面して再拜し、跪きて姑の席前に奠く。降りて、東面して婿の伯叔・兄弟・姊妹に拜す。已にして、而して光順門に謝恩す。婿の親族も亦た之れに随う。然る後に十六宅に會譙すと。」
とある。

宋時代においても、降嫁の場合の、公主の舅姑への拝礼については議論が繰り返されるようである。『瀟水燕談録』に、宋の神宗が、燕國恵和公主（陳國公主）が王師約に下降するに關連して、公主による舅姑への拝礼が至当とし、これ以後、貴い身分でも婦道に従うことが浸透したという。このことは、『續通鑑長編』卷二〇九・二七三などにも言及する。なお、『續通典』によれば、明時代においても、公主が舅姑に拝礼することは行われなかったという。時代が降るに従って、高貴の特権は絶対化される傾向にあったようである。藍鼎元は、ここで、特に公主の舅姑拝礼について論じているのではない。儒家家族制の基本的な論理を確定することに視点を置いていると思われる。特別の権限による超論理が、かえって儒教の身分制度や貴賤の階層を壊す原動力になることを懸念しているようである。ここで、唐時代の特権階級における事例を連ねたのは、次のような考えによるであろう。すなわち、権力者自らが、儒家家族制の論理全般に謹直・正確に対応することが、むしろ己が権力の正当性を社会に認定せしめる要件となるであろう。ここに連ねられた唐時代の諸例は、鼎元の思いを述べるに格好の事例だったのである。それ以外、またそれ以後にも相応しい事例は無かったようである。

【第十七章】

〔原文〕柳玘曰、崔山南昆弟子孫之盛、郷族罕比、山南曾祖王母長孫夫人、年高無齒、祖母唐夫人、事姑孝、每旦、櫛縫笄、拜于階下、即升堂乳其姑、長孫夫人不粒食數年而康寧、一日疾病、長幼咸萃、宣言無以報新婦恩、願新婦有子有孫、皆得如新婦孝敬、則崔氏之門、安得不昌大乎。（玘蒲眠切、音縵、長俱上聲、縫音徒、笄音雞） 右第十七章、

柳玘曰わく（一）、崔山南の昆弟子孫の盛なる、郷族に比し罕なり。山南の曾祖王母の長孫夫人、年高くして齒無し。祖母の唐夫人、姑に事えて孝なり。毎旦、櫛し縫し笄して、階下に拜して、即ち堂に升りて、其の姑に乳す。長孫夫人、粒食せざること數年にして而して康寧なり。一日、疾病なり。長幼、咸く萃まる。宣言す、以て新婦の恩に報ゆること無し、願わくは新婦に子有り孫有りて、皆な新婦の孝敬の如きを得んことを。さすれば則ち崔氏の門、安くんぞ昌大ならざるを得んやと（二）。（玘は、蒲眠の切、音縵。長は、俱に上聲。縫は、音徒。笄は、音雞。） 右、第十七章。

○資料研究

（一）柳玘は、柳公綽の孫で、柳仲郢の子。その伝記は『舊唐書』列傳第一百一十五・『新唐書』列傳第八十八に見える。家訓を著したという。兩『唐書』にこれを掲げる。ただし、なぜか内容や表現に異同が認められる。『新唐書』が『舊唐書』によって表現を改めた結果であろうか。また、宋の劉清之『戒子通録』卷二に、「唐柳

此序訓」として、両『唐書』のよりも多くの内容のものを収録する。文字の異同も認められる。『戒子通録』に収める資料を、両『唐書』のものと比較・検討してみると、無論、原典から抄録するところも多いが、文字・表現を改変するところは無いように思われる。なお、劉清之は、友人の朱熹から、『小學』の編成を依頼され原稿を作ったといわれる。『戒子通録』と『小學』との関連も視野に入れて考察するべきであろう。

以下、先ず、『舊唐書』・『新唐書』に載せるものを比較し、さらに『戒子通録』の相当部分を掲げて比較する。

『舊唐書』に、

「夫れ門地高き者は、畏る可きも恃む可からず。畏る可き者は、身を立て己を行いて、一事にても先訓を墜うしなうこと有れば、則ち罪、他人よりも大なり。生きては以て名位を苟かりまに取る可きと雖も、死しては何を以て先祖に地下に見えんや。恃む可からざる者は、門、高ければ、則ち自ら驕り、族、盛んなれば、則ち人の嫉む所なり。」

とあり、これに対応する『新唐書』の該当部分には、

「夫れ門地高き者は、一事にても先訓を墜なえば、則ち它人に異なり、生きては以て爵位を苟にす可きも、死しては先祖に地下に見ゆる可からず。門、高ければ、則ち自ら驕り、族、盛んなれば、則ち人窺い嫉むなり。」

とある。後者は、前者の文意を採って簡略にまとめ上げたようである。ただし、まとめすぎて、前者の周到な叙述の情感が、かえって希薄になっているようである。

次に、『戒子通録』に収めるものを掲げて、『舊唐書』のそれと

比較してみる、傍線部分が、異なる表現である。

「夫れ門地高きは、畏る可きも恃む可からず。畏る可き者は、身を立て己を行いて、一事にても先訓を墜うこと有れば、則ち罪、他人よりも大なり。生きては以て爵位を苟に取る可きと雖も、死しては亦た先祖に地下に見ゆる可からず。恃む可からざる者は、門、高ければ、則ち自ら驕り、族、盛んなれば、則ち人に窺ひらい嫉むせ爲るるなり。」

とある。

『舊唐書』は、続いて、

「實さか・藝なま・懿り・行な、人、未だ必ずしも信ぜず。織むす・瑕な・微か・累な、十手、争い指すなり。所以に、世よ・胄いを承くる者、己を修むるに懇ならざるを得ず。學を爲むるに堅ならざるを得ず。」

とし、『新唐書』では、

「實さ・藝な・懿り・行な、人、未だ必ずしも信ぜず。織むす・瑕な・微か・累な、十手、争ひ指すなり。所以に、己を修むるに懇ならざるを得ず。學を爲むるに堅ならざるを得ず。」

とする。後者が、「世胄を承くる者」を削除した他は、同文である。

『戒子通録』では、

「實さ・藝な・懿り・行な、人、未だ必ずしも信ぜず。織むす・瑕な・微か・累な、十手、争い指すなり。所以に、地ち・胄いを承くる者、己を修むるに懇ならざるを得ず。學を爲むるに堅ならざるを得ず。」

とある。『舊唐書』に一致するが、「世胄」を「地胄」に作ることにのみ異なる。

次に『舊唐書』は、

「夫れ、人、世に生まれて、無能を以て他人の用うるを望み、無善を以て他人の愛するを望むに、用愛、狀無ければ、則ち曰わく、我、時に遇わず、時、賢を急とせずと。亦た、由お、農夫、鹵莽なるに而して種まくに、而るに天澤の潤ならざるを怨むがごとし。餒え弗らんと欲すると雖も、其れ得可けんや。」

と。『新唐書』では、
「夫れ、士君子、世に生まれて、己、無能にして而して它人の用うるを望み、己、無善にして而して它人の愛するを望む。猶お、農夫、鹵莽なるに之れに種まくに、而るに天澤の潤ならざるを怨むがごとし。餒え弗らんと欲すると雖も、可ならんや。」とある。初めの「人」を、「士君子」とする。

『戒子通録』では、
「夫れ、士君子、世に生まれて、無能を已てして而して它人の之れを用うるを望み、無善を已てして而して它人の之れを愛するを望む。猶お、農夫、鹵莽なるに之れに種まくに、而るに天澤の潤ならざるを怨むがごとし。餒え弗らんと欲すると雖も、得可けんや。」

とある。ここに、「無能を已てして」とある部分を、『舊唐書』では、「無能を以て」とする。『新唐書』が、「己、無能にして」とするのは、本来、「已」であったものを、「己」に改変したためであるまいか。『戒子通録』・『新唐書』の「士君子」を、『舊唐書』では、「人」に作る。「士君子」が本来のかたちではあるまいか。

続いて『舊唐書』には、

「予、幼くして先訓を聞き、家法を講論せらる。身を立つるに、

孝悌を以て基と爲し、恭黙を以て本と爲す。畏怯を以て務と爲し、勤儉を以て法と爲す。交結を以て末事と爲し、氣義を以て兇人と爲す。家を肥ますに忍順を以てし、交わりを保んずるに簡敬を以てす。百行備われども、身の未だ周からざるかと疑い、三緘密なれども、言の或いは失あらんかと慮る。廣く記すも及ばざるが如くし、名を求むるも儻來の如くす。吝と驕とを與に去りて、過を減ぜんことを庶幾う。官に莅みては、則ち己を深くし事を省みて、而る後に以て法を守るを言う可く、法を守りて而る後に以て人を養うを言う可し。直にして禍に近づかず、廉にして名を汚らざ。廩祿、微なりと雖も、黎甿の膏血を易る可からず。榎楚用うと雖も、褊狹の胸襟を恣にす可からず。憂と福と借にせず、潔と富と並びず。比、門家の子孫を見るに、其の先、正直もて官に當たり、耿介もて特立し、強禦を畏れざるも、其の衰うるに及びてや、唯に上を犯すことを好むのみにして、更に他能無し。如し、其の先、遜順にして己を處し、和柔にして身を保ちて、以て悔尤を遠ざけしなれば、其の衰うるに及びてや、但だに暗劣有るのみにて、宗とする所を知る莫し。此の際の幾微、賢に非ずんば達せず。」とある。『新唐書』では、

「余、幼くして先公僕射の言を聞く、己を立つるに、孝悌を以て基と爲し、恭黙を本と爲す。畏怯を務と爲し、勤儉を法と爲す。家を肥ますに忍順を以てし、交わりを保んずるに簡恭を以てす。廣く記すも及ばざるが如くし、名を求むるも儻來の如くす。官に莅みては、則ち己を深くし事を省みて、而る後に以て家法を言う可く、家法備わりて、而る後に以て人を養うを言う

可し。直にして禍に近づかず、廉にして名を汚らさず。憂と禍と偕にせず、潔と富と並びず。董生云える有り、弔う者、門に在りて、賀する者、閭に在りと。言うところ、憂うれば、則ち恐懼す、恐懼すれば、則ち福至る。又た曰わく、賀する者、門に在りて、弔う者、閭に在りと。言うところ、福を受くれば、則ち驕奢す、驕奢すれば、則ち禍至る。故に世族、遠長すると命位の豊約なるとは、龜著・星數に問うに假あらず、心を慮し事を行うに在るのみ。」

とある。傍線部分が両書の異なる表現部分である。前者に比べて、省略多く、表現の異なる部分が多い。特に、前者の「憂と福と偕にせず」の部分は、後者では、「憂と禍と偕にせず」に変更されている。「潔」に「富」が結ばれるならば、「憂」に結ばれるのは、「禍」が適切かと思われる。次に掲げる『戒子通録』が、「憂と禍と偕にせず」としているのを参考にすると、原資料は、むしろ「禍」であつた可能性が高いのではなからうか。なお、後者では、董仲舒の言で、意味内容を敷衍している点は、『舊唐書』に見えぬところである。

一方、『戒子通録』では、

「余、幼き時、先公僕射、太保房叔祖と與に、家法を講論するを聞く毎に、言わざるは莫し。己を立つるに、孝悌を以て基と爲し、恭黙を以て本と爲す。畏怯を以て務と爲し、勤儉を以て法と爲す。交結を以て末事と爲し、氣焰を以て兇人と爲す。家を肥ますに忍順を以てし、交わりを保んずるに簡敬を以てす。百行備われども、體は之れ未だ臧からずとし、三絨密なれども、言の或いは失あらんかと慮る。廣く記すも及ばざるが如くし、

名を求むるも儻來の如くす。愆と驕とを與に去りて、過を寡くせんことを庶幾う。官に莅みては、則ち己を深くし事を省みて、而る後に以て法を守るを言う可く、法を守りて而る後に以て人を養うを言ふ可し。直にして禍に近づかず、廉にして名を汚らさず。虞祿、微なりと雖も、黎甦の膏血を易る可からず。覆楚用うと雖も、褊狹の胸襟を恣にす可からず。憂と禍と偕にせず、潔と富と並びず。比、門家の子孫を見るに、其の先、正直もて官に當たり、耿介もて特立し、強禦を畏れざるも、其の衰うるに及びてや、唯に上を犯すことを好むのみにして、更に他能無し。如し、其の先、遜順にして己を慮し、和柔にして身を保ちて、以て悔尤を遠ざけしなれば、其の衰うるに及びてや、但だに暗劣有るのみにて、宗とする所を知る莫し。此の際の幾微、賢に非ざらんば達せず。」

とある。傍線部以外は、『舊唐書』と同じである。

以上の部分は、両『唐書』における異同が対比できるが、これ以下、掲げる内容が異なる。『舊唐書』には、

「夫れ、名を壞し己を災し、先を辱め家を喪う。其の失、尤も大なる者、五あり。宜しく深く之れを誌すべし。其の一、自ら安逸を求めて、澹泊に甘んずること靡し。苟も己に利すれば、人言を恤えず。其の二、儒術を知らず、古道を悦ばず。前經に愾くして恥じず、當世を論じて解頤す。身、既に知ること寡くして、人に學有るを惡む。其の三、己に勝る者は之れを厭い、己に佞う者は之れを悦ぶ。唯だ戲譚をのみ樂しみ、古道を思ふ莫し。人の善を聞きては之れを嫉み、人の惡を聞きては之れを揚ぐ。頗僻に浸漬して、徳義を銷刻す。簪裾、徒

に在るのみにて、廝 みふんひくまの 養に何ぞ殊ならん。其の四、慢遊 ままあそび を以て俗流と爲す。之れを習いとすれば荒み易く、覺れども已に悔い難し。其の五、名宦 なからいせ に急にして、權 けん 要に嚙近 なぢかひ 近す。一資半級 むすかのくちい 或いは之れを得と雖も、衆怒り羣猜み、存する者有ること鮮し。茲の五、是ならざれば、瘰 れい 疽より甚だし。瘰疽なれば、則ち砒石 いし もて瘳す可し。五失あれば、則ち巫醫 くすし すらも及ぶ莫し。前賢に炯 けい 戒ありて、方冊 かつかい に具に存す。近代にては覆 しほひのせんれい 車ありて、聞見すること相い接す。夫れ、中人已下、辭を修め學に力むる者は、則ち進むに躁し失を患い、其の用を展せんことを思う。命に審かにし退くを知る者は、則ち業荒み文蕪れて、一も採るに足らず。唯だ上智のみは、則ち其の慮を研き、其の聞を博め、其の習を堅くし、其の業を精にす。之れを用うれば則ち行し、之れを捨つれば則ち藏す。苟も斯に異なれば、豈に君子と爲さんや。」

この内、初めの「夫れ、名を壞し己を災し」から、「存する者有ること鮮し」まで、『小學』外篇嘉言第五に収録する。ただし、「戲譚」・「慢遊」・「嚙近」を「戲談」・「優遊」・「匿近」に作るなどの手を加える。

以上の部分を、『戒子通録』では、

「夫れ、名を壞し己を災し、先を辱め家を喪う。其の失、尤も大なる者、五あり。宜しく深く之れを記すべし。一は是れ、自ら安逸を求めて、淡泊に甘んずること靡し。苟くも己に便すれば、人言を恤えず。二は是れ、儒術を知らず、古道を閑わす。

前經に惜くして耻じず、當世を論じて解頤す。自ら學業無くして、人に學有るを惡む。三は是れ、己に勝る者は之れを厭い、己に佞う者は之れを悦ぶ。唯だ戲談をのみ樂しみ、古道を思ふ莫し。人の善を聞きては之れを嫉み、人の惡を聞きては之れを揚ぐ。頗辭に浸漬して、徳義を銷削す。簪裾、徒に在るのみにて、廝養に何ぞ殊ならん。四は是れ、慢遊を崇好し、麴蘖を耽嗜す。銜盃を以て高致と爲し、勤事を以て俗人と爲す。之れを習いとすれば荒み易く、覺れども已に悔い難し。五は是れ、名宦に急にして、權要に嚙近す。一資半級 むすかのくちい 或いは之れを得と雖も、衆怒り羣猜み、存すること鮮し。茲の五、瘰 れい からざれば、瘰疽より甚だし。瘰疽なれば、則ち砒石 いし もて瘳す可し。五失あれば、則ち神醫も理むる莫し。前朝に炯 けい 戒ありて、方冊 かつかい に具に存す。近代にては覆車ありて、聞見すること相い接す。夫れ、中人已下、詞を修め學に力むる者は、則ち進むに躁し失を患い、其の用を展せんことを思う。命に審かにし退くを知る者は、則ち業荒み文蕪れて、一も採るに足らず。唯だ智者のみは、則ち其の慮を研き、其の聞を博め、其の習を堅くし、其の業を精にす。之れを用うれば則ち行し、之れを捨つれば則ち藏す。苟も斯に異なれば、孰れか君子と爲さんや。」

とある。傍線部が『舊唐書』と異なる。なお、『戒子通録』には、この下に、自分が幼い時から、嚴訓を奉じたことについて、百二十字、『論語』陽貨篇の博奕についての論を用いての自戒について、百三十一字を連ねる。

次に、『新唐書』では、上記の部分は無く、

「昭國里の崔山南瑄、子孫の盛なる、仕族に比い罕なり。山南

の曾祖母の長孫夫人、年高くして齒無し。祖母の唐夫人、姑に事えて孝なり。毎旦、櫛し縫し筭して、階下に拜して、堂に升りて姑に乳す。長孫、粒食せざること數年なり。一日、病あり。言う、以て吾が婦に報ゆること無し。冀わくは子孫、皆、婦の孝の如きを得んことを。然からは則ち崔の門、安んぞ大ならざるを得んやと。」とあり、続いて、「東都仁和里の裴尚書、子孫衆盛にして、實に名閥爲り。天后の時、宰相魏玄同、尚書の先に選せられて婿と爲る云々……皆に名を世に保重せらる。」とあり、次に、「永寧の王相國涯、位に居る。寶氏に、女、歸ぐに、請いて曰わく、玉工、釵かんざしの直あた七十萬錢なるを貸すと。王曰わく、七十萬錢、豈に女に於いて惜しまんや。但だ、釵の直此くの若くなるは、乃ち妖物なり。禍、必ず之れに随わんと。女、復たびは敢えて言わず。後に、釵、馮球外郎の妻の首飾と爲る。涯曰わく、郎吏の妻と爲りて、首飾に、七十萬錢なる有り。夫れ久しかる可けんやと。」

とあり、話は次のように展開する。この後、馮は、買相國隸の門下に親しく出入りする間柄となった。ある時、買の奴僕で威張り散らす者があり、これに注意を与えた。これを根に持った奴僕に、馮は毒殺されるが、買は、事の真相を知らなかった。そして、明年、王・買、ともに禍に遭ったという。これを評論して、

「噫、王、珍玩を以て物の妖と爲すは、信に知言なり。而して恩權・隆赫の妖、物よりも甚だしきを知らざるや。馮は、卑位を以て貨を貪り、其の家を正す能わず。事うる所に忠にして其の身を保ずる能わず。言うに足らざるなり。買の奴、客を牆廡かまくらの間に害するに、而も知らず。終始富貴ならんとするも、其

れ得べけんや。」と云う。

この部分は、『小學』外篇善行第六に、用語の異なりが幾つか確認されるが、収録されている。例えば、王涯の話の部分では、

「柳玘曰わく、王相國涯、方に、相位に居りて利權を掌る。寶氏に、女、歸ぐに、請いて曰わく、玉工、一釵を貸す。奇巧なみ。七十萬錢を須すと。王曰わく、七十萬錢、我が一月の俸金のみ。豈に女に於いて惜しまんや。但だ、一釵七十萬なるは、此れ妖物なり。必ず禍と與に相随わんと。女、復たびは敢えて言わず。數月にして、女、婚姻の會自り歸りて、王に告げて曰わく、前時の釵、馮外郎の妻の首飾と爲れりと。乃ち馮球なり。王嘆じて曰わく、馮郎吏爲りて、妻の首飾に、七十萬錢なる有り。其れ久しかる可けんやと。」

とある。まとめかたに異同が有る。兩文を比較して、『小學』の方が叙述は詳細で重厚であり、『新唐書』のそれは、事実を要領よく紹介して、叙述はおおむね簡潔である。

いずれが『柳氏家訓』原典なのか断定は難しいが、一応、次のような推定は可能であろう。従来、『新唐書』は、文章表現の流麗簡潔に意を用いる傾向が強く、原典資料に必ずしも忠実でない所もあると指摘されている。この指摘に従えば、この部分でも、むしろ『小學』の方に、元のかたちがより良く残されている可能性が高い。このことは、次の(2)に検討する『戒子通録』収録の「唐夫人」との比較を通して、ほぼ確認できそうである。ただし、『舊唐書』についても、『戒子通録』収録の諸文と比較すると、異同が多いところも多々認められ、実は、これも、収録時に表現を『舊唐書』ふ

うに作り替えた可能性が否めない。必ずしも原典に近いとだけはいえないようである。

なお、『小學』には、この話の終わりに、「此れ、一事と雖も、戒を作すこと數端なり。」とあり、これは、『戒子通録』にも見える。本来、『柳氏家訓』に存在した一文なのであろう。なお、『戒子通録』にも、この王相國涯に関する部分を収録する。ほとんど『小學』と同じである。なお、『新唐書』・『戒子通録』・『小學』には、上記に続いて、馮郎吏に関する後日談を掲げる。事の経過に関する叙述は『戒子通録』がやや詳しく、これが原典に近い内容であったであろう。

次に、『新唐書』には、

「舒相國元興、李繁と陳有り、御史と爲りて、譙の獄を鞠す。窮めて罪を繁に致す。後、舒も亦た禍に及ぶ。」

の事例を付け加え紹介し、

「今、世人宿業・報應を盛言するも、曾て、履ぜんあくを視、祥きつきょう

を考うるの事を思わざらんや。夫れ名門右族、祖考の忠孝・勤儉に由りて以て之れを成立せざるもの莫く、子孫の頑率・奢傲に由りて之れを覆墜せざるもの莫し。成立の難きは天に升るが如く、覆墜の易きは毛を燎くが如し。」

と評論する。そして、全体を次のように締めくくる。

すなわち、

「余が家、本、學識禮法を以て士林に稱せらる。諸家の吉凶禮制の疑い有る者を比見して、取りて正すこと多し。喪亂以來、門祚・衰落し、基構の重きは、後生に屬す。夫れ、行道の人、德行・文學を根株と爲し、正直・剛毅を柯葉と爲す。根有れど

も葉無きは、或いは時を俟つ可きも、葉有れども根無きは、膏雨も活かす能わざるなり。孝慈・友悌・忠信・篤行に至りては、乃ち食の醴醬にして、一日も無かる可からず。」

『戒子通録』にも、以上の部分は見える。『新唐書』に比べて叙述は詳しい。ただし、文章の対応する部分はほとんど同じ表現を用いている

(2) この部分は、(1) に掲げた『新唐書』に見える。ただし、『女學』の引用するものは、文章表現がややこれと異なる。『小學』外篇善行第六に『柳氏家訓』のこの部分を紹介しており、『女學』のこの部分に一致する。ただし、終わり部分の「崔氏の門」を、『小學』では、「崔の門」に作るのが異なるだけである。なお、『戒子通録』にもこの部分を収録し、『小學』に収めるものに一致する。ただし、話の前に、

「夫れ世族の源長・慶遠と命位の豊約・否泰とは、假にも著龜に問わず。假にも星數に徵せず。心を處し事を行うのみ。」が有り、「今、昭國里の崔山南の昆弟子孫の盛なる、郷族に比い罕なり。山南の曾祖王母の長孫夫人、年高くして齒無し。祖母の唐夫人、姑に事えて孝なり。毎旦、櫛し縫し筭して、階下に拜して、即ち堂に升りて其の姑に乳す。長孫夫人、粒食せざること數年にして而して康寧なり。一日、疾病なり。長幼、咸く萃まる。宣言す、以て新婦の恩に報ゆること無し。願わくは新婦に子有り孫有りて、皆な新婦の孝敬の如きことを得んことを。さすれば則ち崔の門、安んぞ昌大ならざるを得んやと。」

とある。明の神宗の頃、新安の汪氏某の編著にかかると思われる(大

正十二年十二月、大村西崖「圖本叢刊」所収の書への解説に、すなわち、「此列女傳十六卷は明の神宗の頃新安の汪氏某の編著せるものにして、畫圖は盡く仇英の筆に成り、清の乾隆四十四年、始めて知不足齋の刊する所たり。」という。）

『仇英繪圖汪氏列女傳』卷八に「唐夫人」を収め、

「唐夫人なる者は、山南節度使崔瑄の祖母なり。山南の曾祖王母の長孫夫人、年高くして齒無し。祖母の唐夫人、姑に事えて孝。毎旦、櫛し縫し筭して、階下に拜して、即ち堂に升りて其の姑に乳す。長孫夫人、粒食せざること數年にして而して康寧なり。一日、疾病なり。長幼、咸く萃まる。宣言す、以て新婦に報ゆること無し。願わくは新婦に子有り孫有りて、皆な新婦の孝敬の如きことを得んことを。柳玘曰わく、崔山南昆弟子孫の盛なる、郷族に比ひ罕なり。此くの如くんば、安んぞ昌大ならざるを得んやと。」

と紹介する。

まとめかたは、『小學』と大差ないが、傍線部分がやや異なる。また、後に、

「汪曰わく、羊は、跪きて乳するを知り、鴉は、能く反哺する。彼の獸禽なるすら、且つ孝の一端を得たり。矧んや伊の人なるに、獨り孝の大と爲すに昧ならんや。故に、鴉の反哺して、他日、子有りて復た然す。梟の其の母を食らうは、他日、亦た子に食らわる。……柳氏、公綽自り來、家法、最も著かなり。柳玘、能く其の家を世々す。故に、其の言、深く相い契する」と此くの若し。」

崔山南は、『新唐書』卷七十二下宰相世系二下に、「崔氏、姜姓自り出づ。」とあり、その「博陵崔氏」の「第二房崔氏」に、「崔瑄、字は從律、山南西道節度使。」とある。唐の中期以後、代々大官を輩出している。

この話は、『二十四孝』の「唐夫人」としても有名である。『二十四孝詩選』によれば、「孝敬なり崔家の夫人、姑に乳して晨に盥梳す、此の恩以て報ゆる無し、願わくは子孫のかくの如きを得んことを」とあり、伝記部分は『小學』のそれに同じである。ただ、「姑に事えて孝なり」の部分「姑に事えて至孝なり」に、「毎旦、櫛し縫し筭して」の部分「毎旦、櫛し筭を縫て」に、「一日」を「一旦」に改める点異なる。なお、明の呂坤「閨範」卷三「婦人之道」、一、孝婦に、「唐氏乳姑」を収める。「唐夫人なる者は、中書侍郎崔遠の祖母なり。夫人、姑に事えて孝なり。姑の長孫夫人、年高くして齒無し。唐夫人、毎旦、階下に拜し云々」と以下は『女學』のと同じ文章である。呂氏は、この話に論評を加えて、

「呂氏曰わく、婦、姑に事うるに、菽水、時もて供し、婦道を失わざる、即ち孝を以て稱せらるる者なり。日ごとに甘旨を竭くし、意を極め權を承くるも、母、食らう能わざれば、亦た之れを付せんとするも、奈何ともする無きのみ。唐夫人、姑に事うるに、子の乳を奪いて以て之れに乳する。真心の至愛の自然に出づるに非ずして、何ぞ能く思い此に及ぶや。是の故に親に孝するの心有れば、親に事えるの法無きを患わざるなりと。」と云う。『日記故事』にもこの話を載せる。ただし、『日記故事』には諸版本有り、例えば、明嘉靖廿一年刊本（九卷仕立て）には見えないが、「内閣文庫」所蔵の明萬曆三九（辛亥）年刊本（四卷仕立

て)は、その初めに「二十四孝」(「詩曰」を連ねるから『二十四孝詩選』に依ると思われる。ただし、『詩選』と必ずしも同文ではない。「崔山南の曾祖母の長孫夫人、年高くして齒無し。」で始まる。また、「姑に事て至孝なり」は省略している。)を掲げ、「乳姑不怠」を載せる。また、同じく萬曆年間劉龍田梓行の『日記故事』(七卷仕立て)が有り、やや編成を異にするが、初めに、注釈も加えた「二十四孝」を掲げ、同じく「乳姑不怠」を載せる。これには、卷七に「婦道類」を設け「升堂長孫夫人、年高くして齒無し。祖母の唐夫人、姑に事えて孝なり。曾祖母の毎旦、櫛し縫し笄して云々」とある。『女範編』卷二にも「唐夫人」を載せ、『百孝圖說』にも「乳孝」に、「崔氏婦乳姑尽孝」を載せる。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本の頭注部分に、

「原文」櫛梳髮也、縦以黒繪爲之、取以包髮、作髻訖、然後用笄挿之、以固髻、笄簪也、

櫛は、髮を梳るなり。縦は、黒繪を以て之れを爲りて、取りて以て髮を包む。髻を作り訖りて、然る後に、笄を用いて之れを挿して、以て髻を固む。笄は、簪なり。

とある。本文「櫛縦笄」への注であろう。各本、以下のようにある。

② 櫛梳髮也、縦改累繪爲也、取以包髮、作髻訖、然後用笄挿之、以同髻、笄簪也、

③ 節梳髮也、縦以黒繪爲之、取以包髮、作髻訖、然後用笄挿之、以固髻、笄簪也、

④ 櫛梳髮也、縦以思結爲之、取以包髮、作髻訖、然後用笄此之、

以固髻、笄簪也、

⑤ 櫛梳髮也、縦改累繪爲之、取以包髮、作髻訖、然後用笄挿之、

以同髻、笄簪也、

⑥ 櫛梳髮也、縦以黒繪爲之、取以包髮、作髻訖、然後用笄挿之、

以同髻、笄簪也、

以上、各本の異同について、「内閣文庫」本以外は、注の意を理解していないと思われる部分が多い。底本の文字の不明部分に対して、さしたる考慮もなく、ただ似た字を当てはめたものの如くである。①・②・⑤の「包髮」の「包」は、字体にやや疑義なしとしなが、一応、「包」のつもりで刻されたものとした。

【第十八章】

「原文」漢陳孝婦年十六而嫁、未有子、其夫當行戍、且行時、屬孝婦曰、我生死未可知、幸有老母、無他兄弟備養、吾不還、汝肯養吾母乎、婦應曰諾、夫果死不還、婦養姑不衰、慈愛愈固、紡績織紵、以爲家業、終無嫁意、居喪三年、其父母哀其少無子而早寡也、將取嫁之、孝婦曰、夫去時、屬妾以供養老母、妾既許諾之、夫養人老母、而不能卒、許人以諾、而不能信、將何以立於世、欲自殺、其父母懼而不敢嫁也、遂使養其姑二十八年、姑八十餘。以天年終、盡賣其田宅財物以葬之、終奉祭祀、淮陽太守以聞、使使者賜黃金四十斤、復之、終身無所與、號曰孝婦、「戍去聲、屬俱音燭、養俱去聲、紵音注、少去聲、守去聲、使者之使去聲、與去聲。」右第十八章。

漢の陳孝婦は、年十六にして嫁す。未だ子有らず。其の夫、戍に行くに當たる。且に行かんとする時、孝婦に屬して曰わく、我が生死、未だ知る可からず。幸に老母有るも、他兄弟の養う

に備まわるもの無し。吾、還らざるときは、汝、肯えて吾が母を養わんやと。婦、應えて曰わく、諾と。夫、果たして死して還らず。婦、姑を養いて衰おとらず。慈愛すること愈々固し。紡績織よひして以て家業と爲し、終に嫁意無し。喪に居ること三年、其の父母、其の少おきに子無く、而して早に寡なるを哀れみ、將に取とりて之れを嫁せんとす。孝婦曰わく、夫、去いく時、妾に屬するに老母を供養するを以てす。妾、既に之れを許諾す。夫れ人の老母を養いて、而して卒うる能わず。人に許すに諾を以てして、而して信なる能わず。將た何を以てか世に立たんと。自殺せんと欲す。其の父母、懼れて而して敢えて嫁せず。遂に其の姑を養わ使むること二十八年、姑、八十餘にして、天年を以て終わる。盡く其の田宅・財物を賣りて以て之れを葬り、終に祭祀を奉ず。淮陽太守、以て聞す。使者をして黄金四十斤を賜いて、之れを復し、終身、與かる所無から使む。號して孝婦と曰う。(一)「戌は、去聲。屬は、俱に音燭。養は、俱に去聲。妊は、音任。少は、去聲。守は、去聲。使者の使は、去聲。與は、去聲。」右、第十八章。

○資料研究

(一)『小學』善行第六に、「漢陳孝婦」が見え、『女學』は、これに依つた可能性が高い。なお、古くは、劉向『列女傳』貞順篇に「陳寡孝婦」が有り、話の内容は同じであるが、表現・用語は異なる部分が多い。それによると、

「孝婦は、陳の少寡婦なり。年十六にして嫁す。未だ子有らず。其の夫、戌に行くに當たる。且に行かんとする時、孝婦に屬し

て曰わく、我が生死、未だ知る可からず。幸いに老母有るも、他兄弟無し。備に、吾、還らざるときは、汝、肯えて吾が母を養わんやと。婦、應えて曰わく、諾と。夫、果たして死して還らず。婦、姑を養いて衰おとらず。慈愛すること愈々固し。紡績して以て家業と爲し、終に嫁意無し。喪に居ること三年、其の父母、其の年少きに子無く、而して早に寡なるを哀れみ、將に取とりて之れを嫁せんとす。孝婦曰わく、妾、之れを聞く、夫れ、信は人の幹なり。義は行の節なり。妾、幸いに襦褌を離れ、嚴命を受けて夫に事うるを得たり。夫、且に行かんとする時、妾に屬するに老母を以てす。妾、既に之れを許諾す。夫れ人の託を受くる、豈に棄つ可けんや。託を棄つるは信ならず。死に背くは義ならず。不可なりと。母曰わく、吾、汝の年少にして早に寡なるを憐れむなりと。孝婦曰わく、妾聞く、寧ろ義を載して死すとも、地に載して生きることをせずと。且つ夫れ人の老母を養いて、而して卒うる能わず。人に許すに諾を以てして、而して信なる能わず。將た何を以てか世に立たんと。夫れ人の婦たる、固より其の舅姑を養う者なり。夫、不幸にして先に死し、人子の禮を盡くすを得ず。今、又た妾をして之れを去ら使めば、老母を養うもの莫し。是れ夫の不肖を明らかにして、妾の不孝を著わす。不孝不信にして且つ無義なれば、何を以て生きんやと。因りて自殺せんと欲す。其の父母、懼れて而して敢えて嫁せず。遂に其の姑を養わ使むること二十八年、姑、八十にして、壽乃ち盡く。其の田宅・財物を賣りて以て之れを葬り、終に祭祀を奉ず。淮陽太守、以て聞す。漢の孝文皇帝、其の義を高しとし、其の信を貴しとし、其の行を美とす。使者を

して黄金四十斤を賜いて、之れを復し、終身、與る所無から使む。號して孝婦と曰う。」
とあり、これに続いて「君子謂う」によつて「孝婦」への賛辞を掲げる。

上記傍線部は、『女學』の用いぬ表現である。「孝婦」の意志表明部分の省略が目立つ。劉向『列女傳』のまとめは、儒教社会における孝の認識や、妻や嫁の務めについて丁寧に論じ語っている。ただし、主人公の業績を紹介するには、『女學』のまとめは簡潔である。なお、このまとめは、『女學』善行第六に見えるそれと同じである。藍鼎元は、その「女學自序」を見ても、『女學』編纂において、『小學』に匹敵する女子教育の書をまとめる意識を明確に持っているように思われる。『小學』を尊崇する意識の中で、この書の資料を尊重することは不思議ではない。この点からしても、前述の如く、ここは、『小學』のそれを原資料としたものと考えてよいであろう。ただし、この『小學』にもこの伝記をまとめる上で参考にした資料が存在するように思われる。すなわち、司馬光『家範』巻八にも「漢陳孝婦」を収録し、ほとんど『小學』のまとめと同じなのである。ただし、次の傍線部分に異なりが認められる。

「漢の陳孝婦は、年十六にして嫁す。未だ子有らず。其の夫、戍に行くに當たる。夫、且に行かんとする時、孝婦に屬して曰わく、我が生死、未だ知る可からず。幸いに老母有るも、他兄弟の養ふに備わるもの無し。吾、還らざるときは、汝、肯えて吾が母を養わんやと。婦、應えて曰わく、諾と。夫、果たして死して還らず。婦、乃ち、姑を養いて衰らず。慈愛すること愈々固し。紡績織紵して以て家業と爲し、終に嫁意無し。喪に居

ること三年、父母、其の少きに子無く、而して早に寡なるを哀れみ、將に取して而して之れを嫁せんとす。孝婦曰わく、夫、行く時、妾に屬するに老母を供養するを以てす。妾、既に之れを許諾す。夫れ人の老母を養いて、而して卒うる能わず。人に許すに諾を以てして、而して信なる能わず。將た何を以てか世に立たんと。自殺せんと欲す。其の父母、懼れて而して敢えて嫁せず。遂に其の姑を養わ使むること二十八年、姑、八十餘にして、天年を以て終わる。盡く其の田宅・財物を賣りて以て之れを葬り、終に祭祀を奉ず。淮陽太守、以て聞す。孝文帝、使者をして黄金四十斤を賜いて、之れを復し、終身、與る所無から使む。號して孝婦と曰う。」

とある。『小學』は、これに基づいて小変してまとめたと考えられよう。

呂坤『閨範』卷三の二、「孝婦」に、「陳寡孝姑」を収めるが、まとめは独特である。その初めは、

「孝婦は、陳の少寡婦なり。甫めて嫁して、夫、戍に當たる。

將に行かんとして、孝婦に屬して曰わく、

とあり、「夫、果たして死して還らず。」までは、『女學』・『小學』

に同じで、以下、

「婦に子無し。姑を養いて、慈愛すること愈々固し。紡績して以て業と爲し、終に嫁意無し。喪に居ること三年、其の母、將に取して之れを嫁せんとす。」

と続く。これに対する孝婦の答えは、

「妾、聞く、夫れ、信は人の幹なり。義は行の節なり。妾、始めて嫁する時、嚴命を受けて夫に事う。夫、行くに、妾に屬す

るに母を以てす。妾、既に之れを諾す。人の託を受くる、豈に棄つ可けんや。託を棄つるは信ならず。死に背くは義ならず。」とある。この部分は、基本的には劉向『列女傳』に依つていであらう。これ以下はやや異なる表現になつていて、呂坤の親子観や嫁認識・道德観に基づくまとめ方が垣間見える。すなわち、

「母、百計もて之れを勸めん」とす。孝婦曰わく、人に貴ぶ所は、其の行を貴ぶ。子を生みて而して之れが婦を娶るは、以て此の身を託するに非ずや。姑、老す。夫、不幸にして、子爲るを終うるを得ず。而して妾、又た之れを棄つれば、是れ夫の心に負いて、而して妾の行を傷つくるなり。行の脩まらざれば、將に何を以てか世に立たんと。」とある。「子を生みて而して之れが婦を娶るは、以て此の身を託するに非ずや。」の部分は、独特である。これ以下は、「自殺せんと欲す。父母、懼れて、而して之れに従う。姑を養うこと二十八年にして、姑、死す。終に祭祀を奉ず。淮陽太守、以て聞す。漢の文帝、其の義を高しとし、黄金四十斤を賜いて、其の家を復し、號して孝婦と曰う。」と続く。ここは、おおむね劉向『列女傳』に依拠すると思われるが、「他兄弟の養うに備はるもの無し」の部分は、『小學』の影響無しとしない。このことは、下に改めて指摘する。

因みに、呂氏の論を紹介する。

「孝婦、夫、亡ぜし時、年、甫めて十八のみ。別れし時の一諾、持するに終身を以てす。既に婦節を守り、又た子道を盡くす。艱難、幾たびか經しも、其の心を二にせず。設し孝婦に非ずんば、母や溝壑の枯骨と爲るならずや。古、孤子、從軍せず。文帝、漢の英君なり。仁心、宜しく及ばざる無かるべし。而して

人の嗣を絶し、人の妻を寡にし、人の母を獨にするは、勾踐の悲しむ所と爲る。豈に徳政の累に非ずや。盛世の民、何ぞ其れ幸いなるかな。」

とある。「勾踐」のことは、『國語』越語上などに見える勾踐の愛民のことを云つていたのであらう。

「勾踐、國人に説きて曰く、寡人、其の力の足らざるを知らざるに、而して又た大國と讐を執ち、以て百姓の骨を中原に暴露す。此れ則ち寡人の罪なり。……孤子・寡婦・疾疹・貧病なる者をして、其の子を官に納れ令む。」とある。

なお、解縉等奉敕撰『古今列女傳』卷三の「前漢」にも、この伝記を取めるが、これは劉向『列女傳』のものと同じである。

『女學』本文の、「他兄弟の養うに備はるもの無し」の部分は、劉向『列女傳』の「陳寡孝婦」で、「備に、吾、還らざるときは、」と紹介した。この「備」については、従来、読み難いとの指摘がある。このことは、すでに拙著『劉向『列女傳』の研究』（東海大学出版会）五二二頁注（3）に、その問題点を指摘した。その要点は、これを、字の誤りとし、「儻」や「借」をあてるべきだとした点にある。最近では、張濤『列女伝訳注』（一九九〇、山東大学出版社）は、「借」字に置き換え、張敬『列女傳今註今譯』（一九九四、臺灣商務印書館）は、「備」に註して、孫（孫志祖）校により、「儻」字の誤りとする（梁端『列女傳校注』が指摘）。また、黃清泉『新譯列女傳』（一九九六、三民書局）は、「備」について、「二本、借に作る。」と指摘する。

ところで、前文で紹介した司馬光『家範』では、この部分を、「無

他兄弟備養」に作る。因みに、『小學』も同じく「無他兄弟備養」に作る。『家範』は、本来は、劉向『列女傳』を典拠とし、この読みにくく処理し難い「備」を下文の「吾不還」に付する読みを捨てて、上文に付ける読みに変じたのである。劉向『列女傳』の「陳寡孝婦」の伝記原文をどう捉えるかを、正面から問題とするなら、その文勢からしても、当然、「備」は、「吾不還」に続けるべきであると思われる。だから『列女傳』注釈・校注の歴代学者は、「備」字の読みに苦しみ工夫しているのである。一方、伝記の内容を要約することを目途した『家範』や『小學』は、他の部分も含めて、大胆なる原文改変をためらわなかった。そこで、「備」字についても、読みやすいかたち置き換えたのである。なお、今ひとつ興味深いことは、呂坤『閨範』が、紹介する「陳寡孝婦」は、前述のように、やはりそのまとは独特と云えるのであるが、この部分については、その処置が、『家範』・『小學』と同じになっているのである。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本の頭注部分に、

「原文」 戌音恕、守邊也、

紅機縷也、

戌は、音恕。邊を守るなり。

紅は、機縷なり。

とある。いずれも、本文の「戌」・「紅」字に対する注釈であると思われる。各本、以下のようにである。

- ② 戌音恕、守邊也、 紅機絶之、
- ③ 戌音恕、守邊也、 紅機絶也、
- ④ 戌音恕、守邊也、 紅機絶也、

- ⑤ 戌音恕、守邊也、 紅機絶之、
- ⑥ 戌音恕、守邊也、 紅機絶也、

以上、「戌音恕、守邊也」については、異同が認められぬが、「内閣文庫」本の「紅機縷也」(『説文』によるのであろう)が正しいと思われる他、誤りが目立つ。特に、②・③・⑤において著しい。

【第十九章】

「原文」唐鄭義宗妻盧氏、畧涉書史、事舅姑、甚得婦道、嘗夜有強盜數十、持杖鼓譟、踰垣而入、家人悉奔竄、惟有姑自在室、盧冒白刃、往至姑側、爲賊捶擊幾死、賊去後、家人問、何獨不懼、盧氏曰、人所以異於禽獸者、以其有仁義也、鄰里有急、尚當赴救、況在於姑、而可委棄乎、若萬一危禍、豈宜獨生、〔捶主藥切〕 右第十九章。

唐の鄭義宗の妻、盧氏、畧（略）書史に渉る。舅姑に事へて、甚だ婦道を得たり。嘗て、夜、強盜、數十有りて、杖を持し鼓譟して、垣を踰へて、而して入る。家人、悉く奔竄す。惟だ姑のみ自ら室に在る有り。盧、白刃を冒して、往きて姑の側に至り、賊の爲めに捶撃せられて幾んど死せんとす。賊、去りて後、家人問ふ、何ぞ獨り懼れざるやと。盧氏曰く、人、禽獸に異なる所以の者は、其の仁義有るを以てなり。鄰里に急有るすら尚ほ當に赴き救ふべし。況んや姑に在るに、而して委棄す可けんや。若し萬一にも危禍あらば、豈に宜しく獨り生くべけんやと(1)。

〔捶は、主藥の切〕 右、第十九章。

○資料研究

(1)「鄭義宗妻」の伝記は『舊唐書』・『新唐書』、また、司馬光

『家範』卷十一「舅姑」や『小學』善行第六・黃尚文『女範編』卷二「孝女」などにも収める。『舊唐書』列傳一四三「列女」に、

「鄭義宗の妻、盧氏、幽州范陽の人にして、盧彦衡の女なり。畧書史に渉る。舅姑に事えて、甚だ婦道を得たり。嘗て、夜、強盜、數十人有りて、杖を持ち鼓譟して、垣を踰えて、而して入る。家人、悉く奔竄す。惟だ姑のみ獨り室に在る有り。盧、白刃を冒して、往きて姑の側に至り、賊の爲めに之れを捶撃せられて幾んど死せんとするに至る。賊、去りて後、家人問いて曰わく、羣凶擾横して、人盡く奔逃するに、何ぞ獨り懼れざるやと。答えて曰わく、人、禽獸に異なる所以の者は、其の仁義を以てなり。昔、宋の伯姫、義を守りて火に赴く。流え稱せられて今に至る。吾、不敏なりと雖も、安くんぞ敢えて義を忘れんや。且つ、鄰里に急有るすら尚ほ相い赴き救う。況んや姑に在るに、而して委棄す可けんや。若し萬一にも危禍あらば、豈に宜しく獨り生くべけんやと。其の姑、毎に嘆じて云う、古人、歳寒くして然る後松柏の後に凋むを知るなりと稱す。吾、今、乃ち盧新婦の心を知るなりと。貞觀中に卒す。」

とある。傍線部分が『女學』と異なる。これに対して『新唐書』列傳一三〇「列女」には、次のようにまとめる。

「鄭義宗の妻、盧なる者は、范陽の士族なり。書史に渉る。舅姑に事えて恭順なり。夜、盜の兵を持して其の家を劫かす有り。人、皆、匿竄す。惟だ姑のみ去る能わず。盧、刃を冒して姑の側に立ち、賊の爲めに摔捶せられて死せんとす。賊、去りて、人問う、何爲れぞ懼れざるやと。答えて曰わく、人、鳥獸に異なる所以の者は、其の仁義有るを以てなり。今、鄰里に急難あ

るすら尚ほ相い赴かん。況んや姑をば委棄す可けんや。若し百に一危有らば、我、獨り生くるを得ずと。姑、曰わく、歳寒くして然る後松柏の後に凋むを知るなりと。吾、乃ち今、婦の心を見る」と。

内容は、『舊唐書』を簡略にしたかたちであるが、表現は独特である。次に『家範』では、

「唐の鄭義宗の妻、盧氏、畧書史に渉る。舅姑に事えて、甚だ婦道を得たり。嘗て、夜、強盜、數十有りて、杖を持ち鼓譟して、垣を踰えて、而して入る。家人、悉く奔竄す。惟だ姑のみ室に在る有り。盧、白刃を冒して、往きて姑の側に至り、賊の爲めに捶撃せられて幾んど死せんとするに至る。賊、去りて後、家人問う、何ぞ獨り懼れざるやと。盧氏曰わく、人、禽獸に異なる所以の者は、其の仁義有るを以てなり。鄰里に急有るすら相い赴き救うべし。況んや姑に在るに、而して委棄す可けんや。若し萬一にも危禍あらば、豈に宜しく獨り生くべけんやと。其の姑、毎に云う、古人、歳寒くして然る後松柏の後に凋むを知るなりと稱す。吾、今、乃ち盧新婦の心を知るなりと。盧氏の若き者は、義を知ると謂う可きなり。」

のように示す。傍線部分が『女學』と異なる。『家範』は、恐らく『舊唐書』を元にしたと思われるが、『新唐書』とはやや異なり、そのまともは独特である。これに類似するものは『小學』である。それによると、

「唐の鄭義宗の妻、盧氏、畧書史に渉る。舅姑に事えて、甚だ婦道を得たり。嘗て、夜、強盜、數十有りて、杖を持ち鼓譟して、垣を踰えて、而して入る。家人、悉く奔竄す。惟だ姑のみ自ら

室に在る有り。盧、白刃を冒して、往きて姑の側に至り、賊の爲めに捶撃せられて幾んど死せんとす。賊、去りて後、家人問う、何ぞ獨り懼れざるやと。盧氏曰わく、人、禽獸に異なる所以の者は、其の仁義有るを以てなり。鄰里に急有るすら尚お相い赴き救う。況んや姑に在るに、而して委棄す可けんや。若し萬一にも危禍あらば、豈に宜しく獨り生くべけんやと。」

とある。傍線部分が『女學』と異なる。
『女學』では、傍線部分の「相い」を「當に」に変じただけで、後は『小學』に同じである。藍鼎元が、兩『唐書』ではなく、ここでも、『小學』を原資料にしたこととほぼ間違ひあるまい。なお、『女範編』に収録するものは、伝記内容は類似している。ただし、まとめ方は、特にその文章表現において独特である点が興味深いが、『女學』との関連が認められないので、ここでは省略する。また、大村西崖圖本叢刊『仇英繪圖汪氏列女傳』卷九にこの伝記を収録するが、終わりに、「君子謂う、盧氏、甚だ婦道を得たり。詩に曰わく、深渊に臨むが如く、薄氷を履むが如しと。此を之れ謂う。」と付け加える。ただし、ここには、汪氏の評論は見えない。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本の頭注部分に、

「原文」竄音夔、逃也、

竄は、音夔。逃ぐるなり。

本文の「竄」字の説明であろう。各本、以下のようにある。

- ② 竄音夔、逃也、
- ③ 竄音夔、逃也、
- ④ 竄音夔、逃也、

⑤ 竄音夔、逃也、

⑥ (なし)

以上、「内閣文庫」本のみが正しいと思われる。②③⑤の夔は判読不能。なぜこの字にするのか不明。④の夔については字体も明確でない。⑥では、もとの字を確かめようがないからか、頭注を省略している。むしろこの処置の方が誠実である。

【第二十章】

「原文」禮脩者張氏女、趙嵩妻也、姑酷惡無道、遇之不以禮、脩終無愠色、及歸寧、父母問之、但引咎不道、姑卒感悟、更慈愛之、鄉人相訓曰、作婦不當如趙伯高婦乎、使惡姑知變、可謂婦師、右第二十章。

禮脩なる者は、張氏の女にして、趙嵩の妻なり。姑、酷惡・無道にして、之れを遇するに禮を以てせず。脩、終に愠るの色無し。歸寧するに及びて、父母、之れに問うも、但に咎を引くのみにて道わず。姑、卒に感悟す。更めて之れを慈愛す。郷人、相い訓じて曰わく、婦と作りては當に趙伯高の婦の如くなるべからざらんか。惡姑をして變ずることを知ら使むるは、婦の師と謂う可しと(一)。

右、第二十章。

○資料研究

(一)『華陽國志』卷10下「漢中士女」に、

「禮脩、姑に順い、恩愛ありて温潤なり。」とあり、「禮脩なる者は、趙嵩の妻にして、張氏の女なり。姑、酷惡・無道にして、之れを遇するに禮を以てせず。脩、終に愠るの色無し。寧

するに及びて、父母、之れに問ふに、但に咎を引くのみにて道
 わず。姑、卒に感悟す。更めて之れを慈愛す。郷人、相い訓じ
 て曰わく、婦と作りては當に趙伯高の婦の如くなるべからざら
 んか。悪姑をして變ずることを知ら使むるは、婦の師と謂う可
 しと。後、姑、病む。女、來りて疾を省せんとするも、姑、之
 れを却けて曰わく、我、死するなれば、固より當に賢婦の手中
 に絶ゆべしと。後、米賊に遭いて、嵩、死す。乃ち碧もて面に
 塗り、亂首・懷刀して、病と託言す。賊、逼らず。遺生の女を
 養いて、父叔に依り、義を立てて身を終う。」

とある。傍線部分が、『女學』と異なる。藍鼎元は、後半部分を省
 略したが、基本的には、『華陽國志』に依り、部分的に改筆したも
 のであろう。

『藝文類聚』卷一八「賢婦人」に、

「『列女傳』に曰わく、漢中趙高の妻なる者は、同郡張氏の
 女なり。字は禮脩。姑は、嚴酷・無道なり。小怒すれば則ち罵
 す。大怒すれば則ち罰す。禮脩、恭承して、初めより愠色無し。
 過を引きて自ら咎とす。姑、後に之れを知る。乃ち意を變じて、
 厚く愛敬を加う。後、姑、疾病あり。其の女、來たり視て、困
 を臨よくみるせんとす。女を却けて曰わく、我、困しみて絶命するは
 當に賢婦の手に在るべしと。婦、前みて抱き持して乃ち絶ゆ。
 後、郡内、賊に遭う。高、君難に死す。禮脩、碧を以て面に塗
 り、亂頭して痛と稱し、懷刀して身に在りて、意氣もて烈決す。
 賊、迫らざるなり。叔父、其の年の壯なるを矜み、之を更め嫁
 せんと欲す。禮脩、慷慨して、死に至りて誓を爲さんとす。」
 とある。これは「趙嵩」を「趙高」に作る。話の概要は、ほぼ『華

陽國志』に同じであるが、まとめ方はやや異なる。『御覽』卷四四
 ○「貞女」中に、

「皇甫謐列女傳に曰く、漢中趙嵩の妻なる者は、同郡張氏の女
 なり。字は禮脩。賊に遭う。嵩、君難に死す。脩、碧を以て面
 に塗り、亂髮して病と稱し、懷刀して身に在りて、意氣もて
 列決す。賊、迫らざるなり。叔父、其の年の少にして、又た、
 世、方に喪亂なるを矜み、更め嫁せんと欲す。禮脩、慷慨して、
 死を以て誓を爲さんとす。」

とある。文字の異同が認められ、姑との関わりについての部分を削
 除するが、これは、『類聚』の資料と同一であろう。

なお、嫁姑や寡婦、再婚拒否についての中国女性史上の問題点に
 ついて、拙著『儒教社会と母性―母性の威力の観点でみる漢魏晋中
 国女性史―』Ⅱ研究篇、第七章（V）「夫の死後、家を維持する寡
 婦貫徹とそのためへの再婚拒否」を参照。